

知的財産推進計画 2017 (案)

目次

はじめに.....	1
I. 第4次産業革命 (Society5.0) の基盤となる知財システムの構築.....	5
1. データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築	5
(1) 現状と課題	5
(2) 今後取り組むべき施策	13
2. 知財システム基盤の整備.....	16
(1) 現状と課題	16
(2) 今後取り組むべき施策	19
3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進.....	25
(1) 現状と課題	25
(2) 今後取り組むべき施策	27
II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進.....	31
1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化.....	31
(1) 現状と課題	31
(2) 今後取り組むべき施策	33
2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進.....	38
(1) 現状と課題	38
(2) 今後取り組むべき施策	43
3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進..	51
(1) 現状と課題	51
(2) 今後取り組むべき施策	54
III. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化.....	57
1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化.....	57
(1) 現状と課題	57
(2) 今後取り組むべき施策	64
2. 映画産業の振興.....	70
(1) 現状と課題	70
(2) 今後取り組むべき施策	73
3. デジタルアーカイブの構築.....	77
(1) 現状と課題	77
(2) 今後取り組むべき施策	79

はじめに

第4次産業革命又はSociety5.0と呼ばれる動きが現在加速し、ビッグデータ、IoT、人工知能（AI）（以下「AI」という。）を活用した位置情報提供サービス、健康情報サービス等が実際の社会の中に導入されつつあるなど、この分野の技術開発とその実用化の進展が目覚ましい。また、この過程において、データやネットワークを媒介にこれまでになかったような異業種の企業同士が互いに結びつき、新たな価値を生み出す流れが生じている。

世界的には、保護主義的な動きが一部顕在化しつつあるものの、国境を越えたヒト・モノ・カネ・情報の自由な動きは依然として経済活動の基盤として重要であり、すなわち経済のグローバル化は引き続き進展するものと想定される。特に近年活発化している国境を越えたインターネット上の商取引やコンテンツ送受信は、我が国にとって大きな市場拡大の可能性を有すると同時に、国境を越えた模倣品・海賊版対策の必要性の拡大を示している。また、近年は中国などの新興国が人口増加を背景に大きな市場を形成するとともに研究開発力や生産力を備え、国内・国際特許出願の伸びなど知財大国を目指しながら存在感を増しており、そのような面でも国際競争が激化している。

このような状況の中で、企業・個人の経済活動や創造活動を支える礎である知的財産を継続的に創造し、利活用を進め、そこから生まれる利益を最大化することは、特に天然資源に乏しい我が国にとって今後の繁栄を確保するための最重要課題である。また、大企業のみならず中小企業や農業も含めた海外の市場拡大や、産業の新陳代謝を促進するベンチャー企業創出など、産業のあらゆる層・分野において知財の利活用が必要不可欠となっており、知財戦略の重要性が一層高まっている。

そして、このような知財戦略を実現するには、知的財産の創造・保護・活用の基盤となる知財制度が十全に機能することが必要であって、情報通信技術やAIなど我々の経済社会活動に大きな影響を与えている急速な技術進展とそれに伴うビジネスモデルの変化に我が国の知財制度を対応させるとともに国際連携を進め、我が国が引き続き目指すべきイノベーション創出、地方創生、文化創造のそれぞれを実現するものとしていく必要がある。

これらを踏まえ、「知的財産推進計画2017」においては、以下のような視点を重視して我が国の知財戦略を進めることとした。

一点目は、第4次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築である。AIやビッグデータの利活用を促進するための基盤としての知財システムを、既存の知財制度を俯瞰しつつ新たな観点を含めて総合的に検討し、それを我が国企業の産業競争力の強化に結びつけることが重要である。このような価値ある情報財の生成・管

理・利用の各段階においては複数のステークホルダーが関与することになり、その間の利害を適切に調整した公正な取引を推進することが情報財の流通と利活用を促進する。データの利活用に係る状況や AI 関連の技術・ビジネス動向などの環境は現在進行形で激変し続けている中、更なる状況の進展に合わせて、「デジタル時代において保護すべき創作性とは何か」、「企業間の業界の垣根を越えた連携・協働やオープン・イノベーションを前提とした知財制度はどうあるべきか」などといった根本にも立ち返りつつ、社会全体を巻き込みながら不断に議論を行っていくことが必要である。

著作権については、昨年より、権利者の保護を十分に考慮しながら、デジタル・ネットワーク時代に対応した柔軟な権利制限規定の検討を行ってきたが、今後、必要な法整備を通じて、新たなビジネス創出や文化活動を促進していくことが重要である。

また、第4次産業革命時代には、プラットフォームを作った者にデータが集中するなど「ウィナー・テイクス・オール」になりがちであるとの指摘があることも踏まえ、IoT サービスなどの分野を中心に、国際標準化戦略についても、中長期的な人材育成も含めて検討することが必要である。

さらに、知的財産の価値を守る上では、その権利が実効的かつ速やかに保護されることが重要であり、権利保護のための最後の砦としての司法制度等を通じた解決・救済が機能するようにしなければならない。このため、知財の申請・審査や知財紛争処理システムについて、第4次産業革命時代に対応するものに制度を進化させ、更に国際協調を図っていく必要がある。

二点目は、知的財産の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進である。もはや知財戦略は、大企業や製造業のみにとって重要なだけでなく、むしろ地域経済を支えればオンリーワンの技術を持っている中小・中堅企業や、海外にその品質が高く評価されている農林水産業・食料産業において、製品・サービスのブランド価値・事業価値を高め、国際市場に打って出るために必要不可欠なものとなっている。また、これらの産業においても、IoT やビッグデータを活用する第4次産業化の波が押し寄せている。このような中小・中堅企業や農林水産業・食料産業等を知財戦略によって強化することは、アベノミクスの柱である地方創生にとって必要不可欠な課題である。このような観点から、金融機関や農業関係機関など新たなプレーヤーも含めた知財に関する連携体制を地方に構築し、知財意識を高めていく必要がある。

また、イノベーションのシーズ創出や人材育成を役割のひとつとする大学・公的研究機関や高等専門学校においても、知財戦略の構築や知財マネジメントの強化を通じて、産学連携やベンチャー創出を進めていくことが求められている。特に、今後のイノベーション創出には、異分野融合や複数のプレーヤーによるオープン・イノベーションが必要となっていることに鑑み、オープン&クローズ戦略を含めた知財戦略を使いこなしていくことが求められる。

さらに、デジタル・ネットワーク化により誰もが創作物や産業的に価値のあるアイデアの発信とその利活用が容易になっている時代に、国民一人ひとりが知財の創出、

活用、適切な保護、その尊重と意義の理解について小学校から発達の段階に応じて学んでいくため、産学官が連携した小・中・高等学校への支援体制を全国に整備することや高等教育機関での知財教育の推進が必要である。

三点目は、2020年とその先まで見据えた上でのコンテンツ産業活性化である。国際連携やインターネット上の侵害対策など多様かつ現状に即した模倣品・海賊版対策を講じながら、マンガ、アニメ、ゲームなどのコンテンツを、ものづくり・食・観光・科学技術などそれ以外の分野と連携させることによって海外に積極展開し、新たな市場と顧客を獲得していく必要がある。特に、我が国の魅力あるコンテンツであって世界市場への更なる参入を期待することができるのみならず、観光等への波及効果も持つ映画産業については、若手や中小制作会社の挑戦を促す環境の整備や人材育成など中長期的な観点も含めてその振興に取り組んでいくことが重要である。

また、我が国の知や文化資源を結集し、世界中に発信しながら新たな価値創造につなげることができるデジタルアーカイブの構築とその利活用について、計画的に推進していくことが必要である。

以上の視点から、知的財産戦略本部において「知的財産推進計画 2017」を取りまとめた。それに至るまでには、2016年10月から同本部の検証・評価・企画委員会の枠組みの下で、「産業財産権分野に関する会合」、「コンテンツ分野に関する会合」、「新たな情報財検討委員会」及び「映画の振興施策に関する検討会議」において議論を行ってきたところである。

「知的財産推進計画 2017」の構成は、以下の通りである。

I. 第4次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築

1. データ・人工知能（AI）の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築

2. 知財システム基盤の整備

3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進

II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進

1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化

2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進

3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

III. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化

1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化

2. 映画産業の振興

3. デジタルアーカイブの構築

本計画の推進にあたっては、総合科学技術・イノベーション会議、IT総合戦略本部等との連携を図り、「科学技術基本計画」、「科学技術イノベーション総合戦略」、「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」に基づき今後策定される「官民データ活用推進基本計画」等とも相まって、知的財産戦略本部の主導の下、その施策を強力に押し進めるとともに、着実に検証・評価を実施することにより、我が国の成長戦略としての知財戦略の政策効果を最大限発揮していくこととする。

I. 第4次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築

1. データ・人工知能（AI）の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築

（1）現状と課題

デジタル・ネットワークの発達、IoTの進展、AIの進化、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）・官民データ活用推進基本計画及び改正個人情報保護法（平成15年法律第57号）の整備等により、一定の技術的及び法的な基盤が整い、官民データの活用が鍵であるとの認識の下、大量に集積されたデジタルデータ（ビッグデータ）とAIの利活用が進み、新たな付加価値と生活の質の向上をもたらす第4次産業革命（Society5.0）の実現が期待されている。業界や国境を越えて大量の情報が集積・処理され、ネットワークを介して情報がやりとりされ、また、AIを結び付けることにより、サイバーとフィジカル空間に跨って付加価値を生み出すという「データ駆動型の新たなイノベーション」が創出する動きが広がってきている。世界に散らばる有用な情報を戦略的に取り込み、あるいは組み合わせることによって、革新的な製品・サービスを生み出すというオープンでグローバルなイノベーションを前提としたビジネスモデルの構築が求められており、知的財産戦略とその前提となる知財制度の果たす役割は重要である。

特に現行の著作権システムについては、ビッグデータを活用した新規ビジネスの進展等が見込まれている中、こうしたビッグデータの中には著作権のある情報（著作物）が混在しうるため、大量・不特定の情報を利用する場合に全ての著作権者から事前に許諾を得ることは事実上不可能であるなどの課題が指摘されている。「知的財産推進計画2016」（平成28年5月9日知的財産戦略本部決定。以下「推進計画2016」という。）では、デジタル・ネットワーク時代の著作権システムに関して、柔軟性のある権利制限規定について2017年の通常国会への提出を視野にその効果と影響を含め具体的に検討し必要な措置を講ずる等とされた。これを受けて文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方について検討が進められた。2017年2月に公表された同委員会の中間まとめにおいては、我が国に最も望ましい「柔軟性のある権利制限規定」について、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応を行うことが適当とし、具体的には「[第1層] 著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型」、「[第2層] 著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及びうる不利益が軽微な行為類型」、「[第3層] 公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型」の3つの層について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当であるとされた。

他方、「データ駆動型の新たなイノベーション」に向けたデータやAIの利活用については、著作権システムとの関連が深いコンテンツ産業に留まらず、その他の幅広い

産業（製造業、農業、広告宣伝業、小売業、金融保険業、運輸業、健康産業等）に波及することが想定されている。

現行の知的財産権の対象とならないが収集等のために投資等が必要なデータや、現行知財制度上の位置づけが必ずしも明確になっていない AI の生成過程及び生成物等について、これらに対する投資を促進し、その移転や共有を自らの意思により決定できるようにするという知的財産戦略の真髓が十分に機能するような知財システムを構築することが重要である。こうした知財システムにより、データや AI を活用した先進的な研究開発や新たなビジネスによる収益の最大化・競争力強化を実現し、さらに、新たに有用な情報を生み出す再投資につなげていくという好循環が促進されるようにすることが求められている。

また、データを効率的に収集し、かつ性能の高い AI を作成して高い付加価値を生むような利活用を促進するためには、中小企業・ベンチャー企業を含む多数の者が、業種の垣根を越えて「知」を共有し連携・協働を進めて新たなイノベーションを創出するという、いわゆる「オープン・イノベーション」を進めやすい環境を構築していくことも重要である。このような環境構築に加えて、こうした技術革新を社会の変化につなげていくための産業のあり方として、我が国の強みである高い「技術力」や高度な「現場力」を活かし、様々なもの・ことにつながりにより新たな付加価値創出と社会課題解決をもたらす「Connected Industries」への変革を目指すべきとの方向性も示されている。

このような認識に立って、知的財産戦略本部の下に「新たな情報財検討委員会」を設置し、我が国の産業競争力強化を図るための基盤となる知財システムの構築に向けて、データや AI などの新たな情報財に関する知財制度の在り方につき、現行の特許権、著作権、営業秘密、契約による保護などの知的財産に関わる仕組全てを視野に総合的な検討を行った。この検討にあたっては、全体を貫く第一の視点として産業競争力強化の視点を置き、保護と利活用のバランスの視点、国際的視点と併せた3点を基本的視点として、データ利活用促進のための知財制度の在り方、AI の作成・利活用促進のための知財制度の在り方について議論を行った。その取りまとめを踏まえ、課題及び具体的な方向性を整理すると以下のとおりである。

《データの利活用促進のための知財制度の在り方》

現状では、データ利活用に関する技術的及び法的な基盤が一定程度整う一方で、データ¹を利活用したビジネスモデルやデータ流通基盤が十分に確立されていないことや不正利用された場合の対応に関する懸念や不安が払しょくされないこと等を背景に、必ずしもデータの十分な利活用がなされているとは言えない状況である。こうした中、利活用の基盤としての知財制度、すなわち、著作権などの既存の知的財産権の

¹ いわゆるデータには「個人情報を含むデータ」、「匿名加工されたデータ」、「個人に関わらないデータ」の3つの類型があるとされる。（「データ流通環境整備検討会 AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ」中間取りまとめ（平成 29 年 3 月）5 頁参照）

対象とならないデータの知財制度上の取り扱い（いわゆるデータオーナーシップ）についての整理が求められている。知財制度と別の観点の検討が必要なデータ²を除き、データの収集・蓄積・保管等に関する投資インセンティブを付与する必要性の観点から、民間の投資等により生成された「個人に関わらないデータ」及び「匿名加工されたデータ」を「価値あるデータ」³として主な検討対象とし、その利活用促進のための知財制度の在り方について検討することが必要である。なお、新たな法的な枠組みを検討する場合には、予見可能性や取引の安全等の見地から許容されるかという許容性についての検討も必要である。

【データと主な検討対象のイメージ】

データの種類	個人に関わらないデータ	匿名加工されたデータ	個人情報を含むデータ
原資			
民間の投資等	今回の主な検討対象		
公的資金			

< 現行知財制度上の課題 >

このような価値あるデータの取り扱いについて、自らの意思により決定することを担保する現行知財制度上の法的な枠組みは、不正競争防止法上の営業秘密としての保護しかない状況である。そのため、秘密として管理せずにオープンな利用を図る場合には、関連する他の事業で利益を図ること等を目的に無制限、無条件で利活用させるという選択肢のほか、契約で当事者のみを規律するという選択肢しかない状況である。現行制度上、このような契約による保護によって価値あるデータが一定程度利活用されている実態があり、契約はきめ細かな条件設定が可能な点や新たな制度を創設する必要がない点で国際的視点からも利点があるとの指摘がある。

しかし、法令上の権利の対象ではない価値あるデータについては、その利用に関す

² 「個人情報を含むデータ」は改正個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）及び官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）を踏まえて個人の関与の下で適正に活用することなどが求められ、また、公的資金により作成されたデータについてはオープンデータ・オープンサイエンスを推進することが求められている。

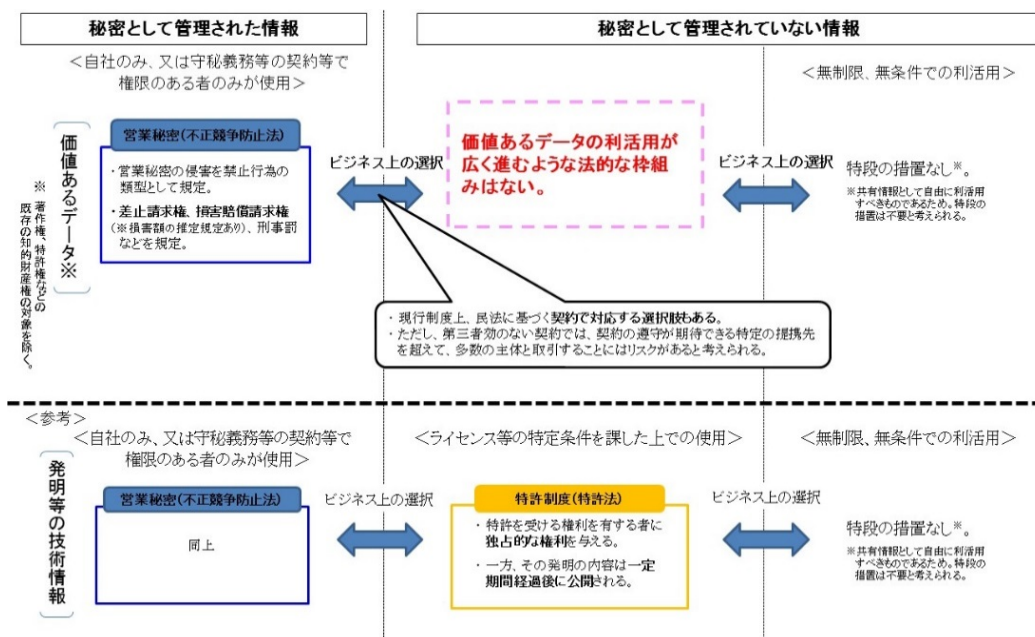
³ 「新たな情報財検討委員会報告書」（平成 29 年 3 月）では、「価値あるデータ」は「著作権、特許権などの既存の知的財産権の保護対象とされないデータとその集合であって、収集・蓄積・保管等する（利用権等を取得する場合も含む）ために一定の投資や労力を投じることが必要なもの」と定義されている。具体的には、同報告書において、「工場内の工作機械のセンサや農業用の気象センサ、橋梁等の建築物のセンサ等から得られるような「個人に関わらないデータ」が考えられる。また、自動車の車載センサ・カメラやスマートハウスの家電、ウェアラブル機器、スマートフォン、IC カード、防犯カメラ等により得られるデータを適切に匿名加工した「匿名加工されたデータ」が挙げられる。さらに、平成 27 年度次世代知財システム検討委員会において検討した「知的財産権によって保護されない物の 3D データ」も対象として考えられる。また、既存の裁判例を挙げると、翼システム事件で問題となった「費用や労力をかけて作成したデータベース」も同様に考えられる。」とされている。

る条件設定等をそもそも契約の対象にするかどうかは契約当事者で決める問題になり、直ちに合意できる保証はなく、また、仮に契約の対象に盛り込めたとしても、その保護の内容は契約内容に左右され、契約当事者間の力関係や認識不足等を背景に、データの収集等に寄与が大きいとしても利益が適切に還元される内容にならないおそれがあるとの課題がある。加えて、契約には第三者効がなく、何らかの権利侵害など法律違反となる場合に比べて抑止力が弱いとの課題もある。さらに、現行制度の下では、オープンにして利活用を図るべきデータまでクローズ（営業秘密として秘匿化）にされてしまう結果、データの探索コストが上がり、そもそも契約に至らない可能性があるとの指摘もある。なお、データ利活用に関して競争法上の観点の検討も必要であるとの指摘もある。

価値あるデータを収集・蓄積・保管等するためにはセンサーやそれを管理するシステム、インターネット上のサービス等に投資を行うことや労力を投じることが必要であるが、こうしたデータが不正使用されて営業上の利益を侵害されるリスクを考慮すれば、自社内で秘匿した形で営業秘密として利活用するか、又は特定の信頼できる限られた提携先との契約に留めて、リスクをコントロールせざるをえないこととなる。すなわち、異分野間のデータ取引を拡大することや、信頼関係の構築までに至らない中小企業・ベンチャー企業等との提携には一定のリスクがある状況であると考えられる。

このように、現行制度においては、価値あるデータの移転や共有を自らの意思により決定することを法的に担保するビジネス上の選択肢が必ずしも十分であるとは言えず、「オープン・イノベーション」が阻害されている可能性がある。すなわち、価値あるデータを秘密として管理しない状態で利活用を広く進めることを支援するような法的な枠組みを、ビジネス上の選択肢として整備することが求められている。

【「価値あるデータ」と現行知財制度の状況】



<価値あるデータの利活用を広く進めることを支援する政策手段>

価値あるデータの利活用を広く進めるためには、「民間の取組を支援するアプローチ」（契約やセキュリティの強化、流通基盤の構築等）、「行為規制アプローチ」（不正行為規制等）、「何らかの権利を付与するアプローチ」（報酬請求権、物権的権利等）が考えられる。このうち、何らかの権利を付与するアプローチについては、利用を拒否することができる排他的な権利を付与すると利活用を阻害するおそれがあり、また、報酬請求権などの制限ある権利の新設については、投資インセンティブの確保や取引市場の活性化の観点でその導入に積極的な指摘がある一方で、我が国の企業の自前主義を踏まえると利活用が進まなくなるとの指摘もある。

以上を踏まえ、価値あるデータの収集・蓄積・保管等に関する投資インセンティブを確保しつつ、オープンな利活用を促すための方策として、まずは、契約上の留意点をまとめることやデータ流通基盤の構築などの「民間の取組を支援するアプローチ」を進めるとともに、新たな不正競争行為の追加等の「行為規制アプローチ」の検討を進めることとし、制限のある権利を新設することについては、データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、欧州など諸外国の検討状況等を注視しつつ、必要かどうかも含めて引き続き検討する必要がある。

《AIの作成・利活用促進のための知財制度の在り方》

これまで様々な研究が行われ、すでになかな漢字変換、検索エンジンなど様々な種類が存在する「特定機能を有する AI」⁴は産業における利活用が進んでいる。特定機能を有する AI について、昨今、大量のデータが必要である機械学習の分野の研究が進展し、機械学習のうち深層学習（ディープラーニング）という手法⁵が登場したことで、画像認識の結果の精度が向上するなどの AI の進化が起りつつあり、CT 画像等によるガンの判定で活用されるなど、幅広い産業への応用が大きく広がることが期待されている。このような状況の中で、機械学習、特に深層学習を用いた AI の作成・開発を進め、その利活用を促進し、我が国の産業競争力強化を図るため、その基盤となる知財制度の在り方について検討することが求められている。

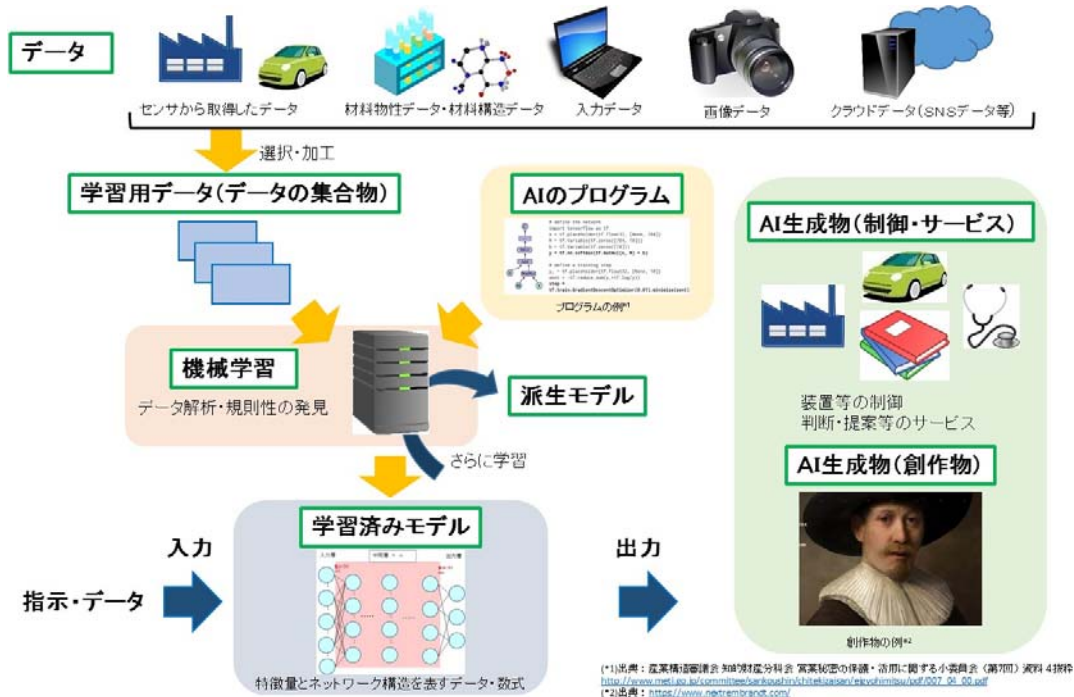
機械学習や深層学習においては、大量の「学習用データ」を用いて、学習を行う前の AI のプログラムに、特定の機能を持たせることを目的として学習を行い、「学習済みモデル」を生成する。「学習済みモデル」を特定の用途に利用する際には、新たなデ

⁴ 人工知能学会ホームページ <http://www.AI-gakkAI.or.jp/whatsAI/AIresearch.html> 参照。AI に関しては、「人間の知能そのものをもつ機械を作ろうとする立場からの汎用的な AI（以下「汎用的な AI」という。）」と、「人間が知能を使ってすることを機械にさせようとする立場からの AI（以下「特定機能を有する AI」という。）」があるとされる。汎用的な AI については、実現した場合具体的にどのようなことが起り、どのような問題があるのかなどについて、将来的に法人格のような「いわゆる AI 格」を考えるべきではないか、との議論を含め、幅広い観点で様々な議論が行われているが、実現可能性の見通しはついていない状況である。

⁵ 深層学習では、従来の機械学習において人間が行う必要のあった識別・判断のための特徴（特徴量）の設計について、入力されたデータを基に、コンピュータが自ら特徴量を導き出すことができるようになった。

ータや指示を入力することで、「AI 生成物」が出力されることとなる。こうした機械学習に関する「学習用データ」、「AI のプログラム」、「学習済みモデル」、「AI 生成物」を具体的な検討対象として、これらの作成・利活用促進のための知財制度の在り方について、検討することが必要である。

【機械学習を用いた AI の生成過程のイメージ】



<学習用データについて>

学習用データの量や内容等によって AI の性能が左右されるとの指摘があり、AI の研究・開発のためには、多数の者が共同で効率的にデータを収集し、共有できるようにすることが望ましい。しかし、学習用データに著作物が含まれている場合には、データの共有が著作権法上問題となるおそれがあるため、我が国の AI 作成の促進に向け、特定当事者間を越えて学習用データを提供・提示する行為について、前述の「柔軟性のある権利制限規定」に関する制度設計や運用の中で検討を進めることが必要である。あわせて、公衆への提供が可能な AI 学習用のデータを公開・共有する観点から、オープンサイエンス、オープンデータなどの趣旨に基づき、各公的機関において適切にデータを公開・共有する取組を進めることも求められる。

<AI のプログラムについて>

AI のプログラムの多くがオープン・ソースとして利活用されており、また、現行知財制度上、「プログラムの著作物」及び「物（プログラム等）の発明」としてそれぞれ保護されるため、保護が必要となれば現行知財制度で対応可能であることを踏まえると、現時点において、更なるインセンティブ付与が必ずしも必要であるとは言えず、その利活用状況等を注視していくことが求められる。

<学習済みモデルについて>

学習済みモデルについては、その作成のための学習自体に多大なコンピュータに関する資源と時間を要するものであり、多大な投資を行うことや労力を投じることが必要である。また、このような学習によって、新しい技術にあたる学習済みモデルが作成されることがある。学習済みモデルは「AI のプログラムとパラメータの組み合わせ」であることから、現行知財制度上、「プログラムの著作物」や全体として特許法上の「プログラム等」として保護されうる。しかし、元の学習済みモデルを利用した「蒸留」⁶と呼ばれる手法により、効率的に元のモデルとほぼ同じ性能の学習済みモデルを作ることができる一方で、元のモデルとの関連性を特定することは技術的に困難であることを背景に、現行知財制度上の保護が不十分であるとの指摘がある。これに対し、関連性を立証できるようにするため、学習済みモデルからの出力物にマーキングする義務を課す条件付きの新たな制度を検討する必要性について指摘もあるが、AI の技術の変化は非常に激しく、諸外国での検討も進んでいないため、このような新たな権利については引き続き検討することとし、まずは、契約による適切な保護の在り方について、具体的に検討を進めることが必要である。なお、学習済みモデルを特許化し、「蒸留」後のモデル等が特許発明の技術的範囲に属することを立証すれば権利行使が可能であると考えられるため、学習済みモデルについて、特許取得の予見性を高めることが必要である。

<AI 生成物について>

AI 生成物のうち、「AI によって自律的に生成される創作物」と定義した AI 創作物については、現行の知財制度上は権利の対象とならない。しかしながら、「AI 生成物を用いたサービス」や「AI を活用した創作」は、新たなイノベーションや人間社会を豊かにする新しい文化を生み出す可能性を有しており、こうした高度な付加価値を創出する新たな活動を促進し、投資インセンティブを付与する仕組みの検討が求められる。その際には、現状として AI 創作物があると指摘される一方で、実際に市場に提供されているものは人間の創作的寄与があり AI を道具として活用した創作なのではないかとの指摘もあることから、現実には即して検討を深める必要がある。あわせて、AI 創作物が人間の創作物と見分けがつかないことから権利が僭称されるおそれなど、AI 生成物が問題となる可能性についても検討する必要がある。

AI 生成物を用いたサービスについて、その提供方法はいわゆるビジネス関連発明として特許権による保護の可能性がある一方で、審査の運用実態が十分に認識されておらず、また、そうした特許を取得する意義自体が深く認識されていないとの指摘があるため、権利取得・活用に係る情報提供を充実することが必要である。また、各国の特許庁と運用の調和を図っていくことが重要であり、引き続き国際的な調和の取組を行うことが求められる。

⁶ リバースエンジニアリングのように、学習済みモデルにデータの入出力を繰り返すことで得られる結果を基にすることで、1 から学習済みモデルを作成するよりも効率的に同様のタスクを処理する別の学習済みモデルを作成する手法。

AI を活用した創作について、AI 生成物を生み出す過程において具体的な出力である AI 生成物を得るための人間の創作的寄与があれば、「道具」として AI を使用したものと考えられ、当該 AI 生成物には著作物性が認められる。一方で、人間の創作的寄与がなければ、当該 AI 生成物は AI が自律的に生成した「AI 創作物」と整理され、現行の著作権法上は著作物と認められないこととなる。また、発明においては、創作は「課題の設定」、「解決手段候補選択」、「実効性評価」の3ステップからなり、これらいずれかの創作的寄与を人間が行うか否かという観点や、特許法における「発明をした者」が自然人に限られるとの解釈から人が着想したか否かという観点も考慮すべき事項であるとの指摘もある。いずれにせよ、具体的にどのような関与が創作的寄与に当たるのかについては、AI 技術の進展を注視しながら、事例に即して引き続き検討することが求められる。

【AI 生成物の分類イメージ】

AI生成物の種類	「創造的活動により生み出されるもの」※に相当する出力(データ) ※ 知的財産基本法第2条第1項		その他の出力(データ)
	著作物に相当するもの (音楽、絵画/イラスト、小説など)	発明、意匠その他に相当するもの	
人間の創作的寄与の有無			
寄与なし	AI創作物※ ※ 知的財産推進計画2016において、現行知財制度上の権利の対象とならぬと整理されていることに留意が必要である。		判定・判断・提案結果など
寄与あり	AIを道具として利用した創作物		

AI 生成物が問題となる可能性について、AI 生成物が元となった学習用データの一部又は全部と同一又は類似する場合に著作権侵害になるのか、その場合の依拠と類似性についてどのように考えるかという問題がある。この問題に関しても、AI の技術の変化は非常に激しく、問題となった事例が多くない状況では、人間の創作を前提とした従来の依拠の考え方を AI の創作の場合に当てはめてよいのか更に検討を進めることが必要であり、問題となった具体的な事例に即して引き続き検討することが求められる。また、現行知財制度上は権利の対象とならないとされる AI 創作物を人間が創作したと僭称し、人間の創作物に対して権利侵害を主張するなどいわゆるトロール的な権利の濫用が生じることも想定され、人間の創作活動に影響を与える可能性がある。この問題は、人間には関与できない量の創作物を公表する場合にのみ議論が生じると考えられ、また、発明については特許審査制度があり一定の制限がかかると考えられるため、現時点では、人間の創作その他の社会活動への大きな影響が出るか否かは不透明であり、AI の技術の変化や利活用状況を注視し、引き続き検討することが求められる。

むしろ、AI 創作物については、選択や編集・加工などの人間の創作的寄与を加える

ことで更なる付加価値を生む可能性があることを踏まえ、産業競争力強化の視点から、AI を道具として積極的に利活用した新たな創作や高度な付加価値を生み出す活動の広がりが期待される。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、「データ駆動型の新たなイノベーション」に向けた、データや AI の利活用促進のための知財制度、著作権システムの構築に向けて、関係府省において以下の取組を推進することとする。

①データ利活用促進のための知財制度等の構築

(データ利用に関する契約の支援)

- ・データ利活用に関する契約の締結を促し、かつその内容を適正なものとする観点から、データ創出への寄与度等に応じて適正に利用権限等に関して取り決めるための留意点を整理し、契約ガイドライン等を策定することにより、データ利用に関する契約の在り方について具体的に検討を進める。(短期・中期) (経済産業省)

(健全なデータ流通基盤の構築)

- ・情報セキュリティ確保のための取組や、ネットワーク投資、標準化、人材育成などの環境整備を進める。(短期・中期) (総務省、経済産業省)
- ・多種多様かつ大量のデータの分野横断的なデータ流通を実現するため、個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組みである「PDS (Personal Data Store)」や「情報銀行」、データの需要と供給のマッチングや適切な利益還元を促進するための「データ取引市場」などの社会実装に向けて、官民が連携した実証実験等に取り組むとともに必要な支援策や制度整備を検討する。

(短期・中期) (内閣官房、内閣府、関係府省)

(公正な競争秩序の確保)

- ・価値あるデータの保有者及び利用者が安心してデータを提供し、かつ利用できる公正な競争秩序を確保するため、データの不正取得の禁止や暗号化など技術的な制限手段の保護強化等について、次期通常国会への法案提出を視野に、産業構造審議会知的財産分科会での議論を加速させ、2017 年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期) (経済産業省)

(データ構造の特許審査に係る事例の周知)

- ・IoT や AI などの技術の進展に伴って創出されるデータ構造について、特許取得の予見性を高めるために 2016 年度に公表したデータ構造に関する特許審査事例を、国内外のユーザーに広く周知する。(短期・中期) (経済産業省)

(利活用促進のための制限のある権利に関する検討)

- ・ 価値あるデータの収集・蓄積・保管等に関する投資インセンティブを確保しつつ、オープンな利活用を促すため、制限のある権利については、データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、諸外国の検討状況等を注視しつつ、必要かどうかも含めて引き続き検討する。(短期・中期) (内閣府、関係府省)

(データ利活用に関連する競争確保などの観点からの論点整理)

- ・ データ利活用の実態を踏まえながら、公正かつ自由な競争環境の確保・イノベーション促進の観点から、データ利活用に関連する論点の整理について検討を進める。
(短期) (公正取引委員会、経済産業省)

②AI の作成・利活用促進のための知財制度の構築

(学習用データの作成の促進に関する環境整備)

- ・ 我が国の AI の作成の促進に向け、特定当事者間を超えて学習用データを提供・提示する行為について、新たな時代のニーズに対応した著作権法の権利制限規定に関する制度設計や運用の中で検討を進める。(短期・中期) (文部科学省)
- ・ 国及び地方公共団体等が保有するデータのオープンデータ化及びその利活用を推進する。(短期・中期) (内閣官房)

(学習済みモデルの適切な保護と利活用促進)

- ・ 学習済みモデルの保護については、AI の技術の変化等を注視するとともに、まずは、契約による適切な保護の在り方について、具体的に検討を進める。
(短期・中期) (経済産業省、内閣府)
- ・ 学習済みモデルを特許化する際の具体的な要件や特許発明の保護されうる範囲について、検討を進める。(短期・中期) (経済産業省)

(AI 生成物の知財制度上の在り方の検討)

- ・ AI 生成物に関する具体的な事例の継続的な把握を行うとともに、AI 生成物に関する人間の創作的寄与の程度の考え方や、AI 生成物が問題となる可能性について、AI の技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例に即して引き続き検討する。
(短期・中期) (内閣府、関係府省)

③第四次産業革命 (Society5.0) の基盤となる著作権システムの構築

(イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討)

- ・ 著作権法における柔軟性のある権利制限規定について、文化審議会著作権分科会報

告書（2017年4月）を受け、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定の整備を行うため、「推進計画2016」を踏まえ、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講ずる。また、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンシング環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省）

（著作権者不明等の場合の裁定制度の更なる充実）

- ・ 権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託について、一定の場合に後払いを可能とすることとし、「推進計画2016」を踏まえ、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講ずる。また、利用者による権利者探索コスト低減のため、民間団体と協力して2016年10月から行った負担軽減の効果を検証する実証事業の結果を踏まえ、引き続き必要な措置を講ずる。

（短期・中期）（文部科学省）

（円滑なライセンス体制の整備・構築）

- ・ 著作物等の利用円滑化の観点から、2015年度及び2016年度に行った拡大集中許諾制度に係る調査研究の結果を踏まえ、具体的課題について検討を進める。

（短期・中期）（文部科学省）

- ・ 権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。あわせて、2017年度に既存の権利情報を統合し新たなデータベースを構築するための実証事業を実施するとともに、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築に係る検討を実施する。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）

- ・ 集中管理による契約スキームやワンストップ窓口となる「音楽集中管理センター」（仮称）など、民間におけるライセンスのための環境の整備・構築に係る取組に対して、その具体化に向け必要な支援を更に行う。（短期・中期）（文部科学省）

（持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備）

- ・ クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について、文化審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）

（教育の情報化の推進）

- ・ ICT活用教育における著作物の円滑な利活用に向けて、文化審議会著作権分科会報告書（2017年4月）を受け、授業の過程における著作物等の公衆送信の円滑化について、新たに補償金請求権付の権利制限規定を整備するなど必要な措置を講ずる。教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有については、より詳細なニーズを把

握した上で、引き続き検討を行う。(短期・中期)(文部科学省)

- ・教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンス環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。

(短期・中期)(文部科学省)

- ・デジタル教科書の有する公共性等を考慮し、その学校教育制度上における位置付けを踏まえ、デジタル教科書についても、公表された著作物の掲載が必要な限度で認められるよう、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

2. 知財システム基盤の整備

(1) 現状と課題

我が国企業がグローバルな事業活動を行っていく中で、知的財産を活用してビジネスの創出や拡大に結び付けていくための大前提として、我が国だけでなく世界各国において円滑に知的財産を権利化できることは必須である。そのため、我が国において迅速かつ適切な知的財産の権利化ができる環境を整備することに加え、世界各国においても円滑な知的財産の権利化が可能となるよう、各国知的財産庁との国際連携の取組を引き続き行っていくことが求められる。

また、知的財産に関し紛争が生じた場合の最後のよりどころは知財紛争処理システムである。具体的に、知的財産が裁判等を通じて財産権として実効的に保護されれば、新たな知的財産を生み出すインセンティブになり、社会全体で活用されて、更に再投資されて知的財産を創造する力が生み出されるという好循環を生むと考えられる。これに関連して、現在の経済発展の基礎が財産権制度にあり、知財制度はその重要な柱の一つであって、知的財産権を制度的にしっかり保障することが円滑な利用につながるという理論が経済学の成果の一つであるとの指摘もなされている。

《知財紛争処理システムの機能強化》

<知財紛争処理システムの機能強化>

中国をはじめとした新興国の台頭など国際競争が激化する中で我が国の産業競争力の維持・向上を図る観点から、知的財産に関する多種多様な紛争の迅速かつ的確な解決は、知的財産を活用したイノベーション創出の基盤として、その重要性が高まり続けている状況である。

こうした中、知財紛争処理システムの機能強化に関し、「推進計画 2016」では、「適切かつ公平な証拠収集手続の実現」、「ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現」及び「権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上」などの総合的な対応について、2016 年度中に法制度の在り方に関する「一定の結論」を得るとされた。これを踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において検討を進め、本年 3 月、一定の結論を取りまとめた。その概要は、以下のとお

りである。

- ・適切かつ公平な証拠収集手続の実現

中立的な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課した上で証拠収集手続に関与できるようにする制度、及び書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続で書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度の導入について、特許法の改正を視野に検討を進める。

- ・ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現

まずは証拠収集手続を強化する立法的な措置を通じて、より適正な損害賠償請求が認容されやすい環境を整えた上で、損害賠償額の認定に関する裁判所の運用や国際的な動向を注視しつつ、引き続き慎重に検討を進める。

- ・権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上

権利の早期安定化のために導入した特許異議申立制度の効果を確認するとともに、裁判所による特許の有効性に関する判断の動向やユーザーニーズの状況を注視しつつ、引き続き慎重に検討する。

このように産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において一定の結論が取りまとめられたが、こうした制度の見直しの検討を進めることと併せて、知財紛争処理システムの機能強化のためには、知財訴訟において納得感や透明性、説明責任に配慮した適切な運用が引き続き期待される。また、知財紛争処理システムの在り方については、その趣旨に鑑み、我が国のイノベーション推進や国際競争力確保という観点から、運用状況を注視しつつ、国際的な状況も踏まえて、引き続き定期的な検証と見直しを行っていくことが重要である。

<知財紛争処理システムの利用支援>

知財訴訟の利用に対する支援については、経験豊かな弁理士や弁護士になかなかたどり着けない場合があることや裁判に関する経費が中小企業には経営に及ぼす影響が大きいとの課題があること等を踏まえて、官民が様々な形で取り組んでいるが、これらの支援について、利用者の視点等に立っての不断の見直し及び拡充を引き続き行うことが重要である。

また、別の観点で、IoTの進展を背景に、多様な業種、業態の企業が情報通信分野の標準規格を利用する必要が出てきており、こうした社会インフラとなるような規格の実施のために必要な特許について、ライセンス交渉や紛争処理に要するコストが大きくなっていることが指摘されており、特に、中小・ベンチャー企業にとってそのコストを小さくするための対応策が求められている。具体的には、社会的影響が大きい標準必須特許に関する適切なライセンス料を決めることや、多様な特許を巡る紛争を迅速かつ簡便に解決することを目的とした裁判外紛争解決手続（ADR）について検討を進めることが考えられる。

さらに、地方における知財司法アクセスについては、特許権に係る第一審の裁判管轄が東京及び大阪地方裁判所に限定されていることを踏まえ、テレビ会議による訴訟

進行の法定要件を満たし、適切と考えられる事案においてその利用の働きかけが様々な形で行われ、利用実績が伸びており、引き続きテレビ会議システムのニーズに応じた利用の促進が求められる。

<知財紛争処理に関する情報公開・海外発信>

知財紛争処理システムに関する情報公開については、制度に対する内外の信頼感の醸成や裁判結果の予見可能性の向上の観点に加えて、我が国の企業の海外進出や国際的なルール作りへの関与などの国際的視点からも重要であることを踏まえ、特許権の侵害に関する訴訟における統計が公表されるなど対応が進められており、引き続き積極的な対応が求められる。

《世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化》

産業構造に大きな変革をもたらす第4次産業革命の急速な進展を受け、次々と新しい技術やビジネスモデルが生み出され、多様な知財マネジメントが求められるようになる中で、我が国が産業競争力を維持・向上し、国際社会における確固たる地位を占め続けるためには、我が国の産業競争力を支える基盤である産業財産権制度についても、社会情勢の変化やユーザーニーズに合わせて制度及び運用の改善を図っていくことが必須である。

特許については、優れた発明を迅速かつ的確に保護する「世界最速・最高品質」の審査を実現すべく、迅速化については2023年度までの長期目標として、「権利化までの期間」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月、平均10か月以内とすることを目標として取り組むとともに、品質向上についても産業構造審議会知的財産分科会に審査品質管理小委員会を設置し、更なる品質向上に向けた施策の在り方について検討を行っている。

今後、第4次産業革命の急速な進展を受けて生まれる新しい技術や分野複合的な技術に対しても「世界最速・最高品質」の審査を提供していくという観点から、先行技術文献調査のための特許分類の整備、特許性の判断の予見性の向上、審査体制の強化などの取組が求められる。

また、我が国企業がグローバルな事業活動を戦略的に進めていくためには、進出先において知的財産権を的確かつ円滑に取得・活用することが不可欠であるが、今後一層重要な市場となることが見込まれるアジア新興国等においては、知的財産庁の審査体制の整備が不十分であるなどの問題も指摘されている。そこで、海外進出を図る我が国企業が各国で円滑に特許権を取得できるようにするための国際連携の取組についても引き続き推進していくことが重要である。

意匠については、2014年まで意匠登録出願件数が減少傾向にあったものの、2015年5月から出願受付を開始した意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正

協定に基づく国際出願の利用拡大もあり、2015年以降は増加傾向へと転じている。また、2016年11月には、第2回意匠五庁（ID5）会合が開催され、意匠分野における国際連携を進めていくことが合意されたところである。

一方、我が国企業が今後も国際競争に勝ち残っていくためには、デザインを活かした企業ブランディングが重要であり、我が国企業のデザイン活用力の強化とそれを支援・促進する意匠制度の整備について検討することが求められている。

商標については、2013年以降、毎年平均で約10%出願件数が増加し続けており、審査体制の整備が求められている。加えて、2015年4月から出願受付が開始された「音」、「色彩」「動き」、「位置」、「ホログラム」といった新しいタイプの商標について、積極的に出願がなされており、これら新しいタイプの商標は、言語以外によるブランドの発信手段として企業のブランド戦略に大きな役割を果たすものであるから、引き続き適切な審査を行うことで企業のブランド戦略構築を支援していくことが重要である。

また、近時、一部の者から、手続上の瑕疵のある商標登録出願が大量に行われ、後願者が商標登録出願を断念するなどの混乱が一部生じており、その対応について検討することが求められる。

産業財産権を巡る環境は今後も一層多様化・複雑化すると考えられる。こうした環境変化に伴い、特許、実用新案、意匠、商標を含む特許行政事務の質的・量的変化が見込まれるが、中長期的視野に立ち、特許行政サービスの効率化・質の向上に向けた検討についても引き続き行うことが重要である。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、我が国の知財紛争処理システムの機能強化のための総合的な対応、我が国において迅速かつ適切な知的財産の権利化ができる環境の整備等を進めるべく、関係府省において以下の取組を推進することとする。

①知財紛争処理システムの基盤整備

《知財紛争処理システムの機能強化（証拠収集機能の強化等）》

（適切かつ公平な証拠収集手続の実現）

- ・書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続で書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度及び中立的な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課した上で証拠収集手続に関与できるようにする制度の導入について、次期通常国会への法案提出を視野に、2017年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期）（経済産業省）

(ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額・知財価値評価の実現)

- ・適切な損害賠償額の実現や知財価値の適正な評価に向けて、証拠収集手続の強化を通じてより適正な損害賠償請求が認容されやすい環境を整えるとともに、内外の実態把握を引き続き行い、産業界、法曹界、学界など関係者の多様な意見を踏まえつつ、必要な対応を検討する。(短期・中期)(内閣府、経済産業省、関係府省)

《知財紛争処理システムの利用支援》

(標準必須特許に関する ADR 制度の検討)

- ・IoT が普及する中、社会インフラとなるような規格の円滑な利用を進めるため、社会的影響の大きい標準必須特許の適切なライセンス料を決める ADR 制度(標準必須特許裁定)について、特許権者の権利を不当に害さないことに留意しつつ、次期通常国会への法案提出を視野に検討を進め、2017 年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)(経済産業省)

(裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化)

- ・知財紛争を含む紛争の当事者が適切な紛争解決手続を容易に選択できるよう、知財紛争の「裁判外の紛争解決手続(ADR)」を取り扱う者からの認証 ADR(愛称:かいけつサポート)⁷に関する相談を通じて認証申請を促すことにより、ADR の拡充及び活性化を図る。また、適正な審査による認証を行うことや認証 ADR 実施者に関する情報をより広く周知することにより、「認証 ADR」の実施者の拡充とその利用の活性化を図る。(短期・中期)(法務省)
- ・IoT が普及する中、ライセンス交渉や紛争処理に要するコストが大きくなっていることを踏まえ、多様な特許を巡る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、中小企業やベンチャーを含む多様な企業の請求に基づいて調整を行う ADR 制度(あっせん)について、産業構造審議会知的財産分科会において検討を進め、既存の ADR 制度との関係を整理しつつ、2017 年度中に具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。
(短期)(経済産業省)

(国際仲裁の活性化)

- ・知財紛争をはじめ、増加する国際的な企業間等の紛争の解決が促進されるよう、我が国の国際仲裁の利用を活性化させるため、国際仲裁の担い手の養成支援等を含め、必要な基盤整備に向けた具体的な検討・取組を進める。
(短期・中期)(法務省、関係府省)

⁷ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成 16 年法律第 151 号)により、法務大臣の認証を受けた民間の紛争解決サービスのこと。認証 ADR の利用に対しては、一定の要件の下で、時効中断等の効果が付与される。

(中小企業等支援)

- ・中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険に関する民間の取組を注視するとともに、海外知財訴訟費用保険制度を拡充し、その自立化について引き続き取り組む。(短期)(経済産業省)
- ・地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、情報提供業務の一環として窓口を紹介する体制や弁理士を検索できるデータベースを整備するなど、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。(短期・中期)(法務省、経済産業省)

(テレビ会議システム等の活用)

- ・地方における知財司法アクセスの改善に向け、テレビ会議システムのより一層の利用を促進するため、その周知について引き続き期待する。

《知財紛争処理に関する情報公開・海外発信》

(知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議の開催)

- ・中国、韓国及びASEAN諸国を含むアジア地域の司法関係者等を招へいの上、知財関係紛争をテーマとする国際会議を開催することにより、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図り、さらに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等に知財関係紛争の解決に関する情報を提供する。(短期)(法務省、経済産業省)

(知財関係法令の海外発信及び他国における紛争処理の状況の調査)

- ・我が国の知財関係等の法令の透明性を高め、我が国の企業が知的財産を武器に国際的な事業活動を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、ニーズも踏まえつつ、我が国の知財関係等の法令の高品質な英訳の迅速な作成・公開を推進し、海外発信する。(短期・中期)(法務省)
- ・知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、主要国の裁判所・特許庁における解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解などの知財紛争処理システム全体に関する制度・実態等を注視しつつ、これまでの調査結果について、引き続き、ホームページ上で公開するなど広く発信する。(短期・中期)(法務省)

(情報公開・海外発信の拡充)

- ・知財紛争処理システムに関する情報のうち、個別事件に関する情報や統計情報等について、当事者への配慮やユーザーニーズ等を考慮した上で、有意義な情報の国内外への情報発信の充実を引き続き期待する。
- ・主要な知財関係裁判例など我が国の知財紛争処理に関する情報について、海外への情報発信の充実を引き続き期待する。

②世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

《第4次産業革命時代に対応した特許審査体制の整備・強化》

(特許審査体制の整備・強化)

- ・新技術に対応した権利取得を支援する観点から、IoT 関連技術に精通した審査官の知見を活用し、協働して審査を行うための審査グループを新設するなど、審査体制の整備・強化を行う。(短期・中期)(経済産業省)

(先行技術の検索環境整備)

- ・2016年11月に新設したIoT 関連技術を抽出する特許分類について、開発動向の把握、特許取得の予見性の更なる向上等のために、業種・用途別に分類を細分化した上で日本文献に付与を行っていく。また、当該特許分類によって他国の文献も抽出可能となるように、分類の国際標準化に向けて議論を続ける。

(短期・中期)(経済産業省)

- ・標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、各標準化機関と連携し、順次、機関から標準提案文書等の提供を受け、その検索環境の整備を進める。

(短期・中期)(経済産業省)

(IoT 関連発明の特許取得・活用のための情報提供の充実)

- ・特許取得の予見性を一層向上させる観点から、様々な技術分野に適用されるIoT などの新たな技術について、これまで公表したIoT 関連の特許審査事例を国内外のユーザーに広く周知する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・取得した権利を有効活用する観点から、IoT を活用したビジネス関連発明の特許の活用方法の整理を行い、その結果を国内外に発信する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・IoT 関連発明に密接に関連するソフトウェア関連発明に係る審査基準等の明確化のための点検を行い、その結果を国内外に発信する。(短期・中期)(経済産業省)

《世界最速・最高品質の審査の実現》

(世界最速・最高品質の審査及びその結果の発信)

- ・我が国の産業の競争力を維持・向上し、国際社会で確たる地位を占め続けるため、世界最速・最高品質の審査を実現し、その審査結果を国内外へ早期発信する必要があることから、審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」を、2023年度までに、それぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内にするとともに、特許審査の質の維持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与するため、審査官の確保などの特許審査体制の更なる整備・強化を行う。(短期・中期)(経済産業省)
- ・戦略的な知財マネジメントの実践に向けて事業において活用される知的財産権のタイムリーな取得を支援するため、特許、意匠、商標に関する出願を一括して審査・

権利化する「事業戦略対応まとめ審査」の更なる周知と利用の促進を図る。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・我が国の特許審査の審査結果のグローバル発信をより一層強化するため、特許審査官が拒絶理由通知等を作成する際に提示した引用文献に関する詳細な情報を、国内外の出願人や外国庁審査官に分かりやすい形で提供する。(短期・中期) (経済産業省)

(意匠制度・運用の見直しの検討)

- ・我が国企業がデザインを生かしたブランディングに関する適切な知見等を身につけ、企業のブランド価値を意匠などの知的財産によって適切に保護することを通じて、国際的な競争優位性を形成することができるよう、我が国企業の産業競争力強化に不可欠となる企業のブランディングに資するデザイン振興のあり方と制度整備について検討を進める。(短期・中期) (経済産業省)

(商標制度・運用の普及及び検討)

- ・社会情勢などの変化に対応し、商標審査の予見可能性を向上させるとともに、ユーザーにとって明確かつ分かりやすい内容とする目的で改訂された商標審査基準を英訳し、特許庁のウェブサイトを通じて海外ユーザーへの周知を図る。また、国別の受入研修や意見交換などの機会を通じて我が国における商標審査基準の普及と浸透を図る。(短期・中期) (経済産業省)
- ・一部の者から、手続上の瑕疵のある商標登録出願が大量に行われ、後願者が商標登録出願を断念するなどの混乱が一部生じており、その対応を検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

《国際連携の推進》

(第4次産業革命時代の知財システムについての情報の発信・共有)

- ・第4次産業革命による産業構造の変化が世界規模の現象であることに鑑み、第4次産業革命に対応した知財システムの我が国における検討状況や整備状況について諸外国にも発信しつつ、国際的な協調や調和を促す。また、当該取組を通じて、海外知財庁間においても情報が共有されるよう促す。(短期・中期) (経済産業省)

(新興国等への我が国知財システムの普及と浸透)

- ・今後一層拡大が見込まれる新興国市場に対する我が国企業のグローバル展開を支援するため、我が国の審査官を始めとする知財人材の新興国等への派遣、新興国等からの知財人材の受入れ、他国への審査協力等を通じて、審査基準・審査実務・知財人材育成方法などの我が国の知財システムの普及と浸透を図る。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の

司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。

(短期・中期) (法務省、経済産業省、外務省)

(海外展開を図る我が国企業の権利取得支援)

- ・海外展開を図る我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、ユーザーニーズを踏まえ、引き続き、特許審査ハイウェイの実効性の向上に向けた取組を進めるとともに、特許審査ハイウェイの拡大を図る。あわせて、各国の実情を踏まえながら、特許の付与円滑化に関する協力の促進を図る。(短期・中期) (経済産業省)

(海外知財庁との連携の推進)

- ・特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願の国際調査において、各庁審査官が協働して調査を行う枠組みについて、海外知財庁と協力して検討を進める。
(短期・中期) (経済産業省)
- ・2015 年度開始された日米協働調査試行プログラム (2年間) について、着実に運用するとともに、試行期間終了後の更なる枠組みの改善策について米国特許商標庁との調整を進める。(短期・中期) (経済産業省)

(我が国の商標制度の発信)

- ・我が国企業のグローバルなブランド戦略を支援するため、新しいタイプの商標に関する制度の導入等を予定している国に対して、国別の受入研修や意見交換などの機会を通じて我が国における制度導入の経験を共有する。(短期) (経済産業省)

(商標の国際登録制度の利便性の向上に向けた WIPO 及び海外知財庁との連携の推進)

- ・標章の国際登録に関するマドリッド議定書に基づく商標の国際登録制度の利便性の向上を図るため、世界知的所有権機関 (WIPO) 及び海外知財庁と協力し、未加盟国への加盟支援、加盟国における業務運用の改善などの課題の解決に向けた取組を推進する。(短期・中期) (経済産業省)

(通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化)

- ・今後の自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) などの二国間・多国間協定交渉において、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、ACTA (偽造品の取引の防止に関する協定) や TPP 協定などの高いレベルの国際協定の規定を規律強化の基礎として有効に活用しつつ、国際的に調和した知財制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。(短期・中期) (外務省、財務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省)

③特許行政サービスの質向上

(特許情報発信の強化)

- ・海外の特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、特許情報プラットフォームにおいて海外の特許文献の英語テキスト検索機能の整備を進める。
(短期) (経済産業省)

(特許行政事務の高度化・効率化)

- ・産業財産権を取り巻く環境の多様化・複雑化や特許、実用新案、意匠、商標を含む特許行政事務の質的・量的変化に適切に対応する。なお、特許行政事務の高度化・効率化に向けた取組の一環として、人工知能技術の活用を視野に入れたアクション・プラン（平成29年4月27日公表）に沿って、実証事業等を推進する。
(短期・中期) (経済産業省)

3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進

(1) 現状と課題

第4次産業革命時代を迎え、業種を超えた企業間で連携したオープン・イノベーションの更なる進展が期待される一方、IoT、AI及びビッグデータに代表される新しい技術により収集・蓄積されるデータの量・多様性が急速に増大するとともに、データ処理性能の指数関数的な進化や深層学習に代表されるAI技術の非連続的進化により、新たな競争力の源泉として「データ」の重要性が増している。

こうした状況下で、我が国の知財戦略においては、知財をより広い視点から捉え直した上で、オープン・イノベーションを念頭に置き、オープン&クローズ戦略を軸として、多様な手法を駆使した知財マネジメントを強化していくことが重要である。そのためには、第4次産業革命時代の特性を踏まえつつ、知的財産権として権利化、営業秘密としての秘匿化のほか、企業・業界における標準化戦略の一層の強化、データの取得や利活用に関する戦略も含め、より幅広い知財マネジメントの基盤となる知財システムを構築していく必要がある。

標準化戦略については、「標準化官民戦略」（2014年5月策定）等を踏まえて、各分野において官民が協力して国際標準化への積極的な取組がなされているが、近年、第4次産業革命の進展に伴い、標準化活動を取り巻く環境も大きく変化している。特にIoTなどモノや技術がつながることにより新たな付加価値が創出される産業社会（Connected Industries）の実現に向けた社会システム分野や国際的な競争が激化している先端技術分野における国際標準化については、標準化活動の中心がデジュール標準からフォーラム／コンソーシアム標準に変化し、領域融合的な様々な規格提案が

なされるなど、従来の製品・技術の区分けで設置されてきた業界団体や個別の企業での対応が難しくなっている。このため、産業技術総合研究所などの国立研究開発法人の機能を強化するとともに、関連制度の見直しを含め、官民の標準化体制を整備、強化することが求められる。

また、中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を促進するため、案件発掘から標準策定までを一気通貫で支援するとともに、中堅・中小企業等による海外認証取得を支援する取組を引き続き推進することも必要である。

あわせて、国際標準化を推進するためには、それを支える人材を育成していくことが不可欠である。現状では、経営層や事業責任者の理解が必ずしも十分であるとは言えず、将来の国際標準化を支える人材が育っていないなど、企業の標準化体制や国際標準化を担う人材の質的・量的不足が根本的な課題となっている。こうした認識から、2017年1月に「標準化人材を育成する3つのアクションプラン⁸」を取りまとめ、我が国の標準化活動の中心的役割を担うべき民間企業、特にその経営層が標準化人材を育成する上で取り組むべき方向性を示したところであり、本アクションプラン等に基づき標準化人材育成の取組を進めるとともに、これらの標準化人材が諸外国の政府及び企業と連携して国際標準化を行う活動に対する支援を一層強化する必要がある。

これに加え、グローバル市場において、オープン&クローズ戦略の下で事業・経営戦略と一体となった知財・標準化マネジメントを行っていくためには、標準化戦略のみならず、事業・経営戦略、知財戦略にも精通し、事業・経営戦略と一体となった知財・標準化マネジメントを行うことができる人材（知財マネジメント人材）の育成と確保に取り組むことも重要である。

特に、優秀な人材の確保という観点では、我が国は、多様性によるイノベーションの促進や、海外市場の開拓等を実現するためにも、特に高度人材を中心として、世界から人材を集め活用していくための方策について検討すべきである。

営業秘密の保護については、2015年1月の「営業秘密管理指針」の改訂、2016年1月の改正不正競争防止法（平成5年法律第47号）の施行及び2016年6月の改正関税法（昭和29年法律第61号）の施行により、営業秘密侵害に対する抑止力の向上とIT環境の変化等に応じた処罰範囲の整備が進められるとともに、2016年2月には秘密情報の漏えいに関する対策事例を記載した「秘密情報の保護ハンドブック」が策定されている。これらの周知・普及活動の継続が必要であるとともに、情報のデジタル化が進み、ネットを介してつながる環境の進展を踏まえた一層の充実化も求められる。

官と民との連携については、「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」で公表された「営業秘密侵害を断固として許さない社会」の創出に向けた「行動宣言」（2015年1月）を踏まえ、2015年度から、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対策に係る情報交換を行うため、「営業秘密官民フォーラム」が毎年開催されている。企業の

⁸ http://www.meti.go.jp/policy/standards_conformity/files/jinzaiactionplan.html

営業秘密が増加している一方で、漏えいの危険性が上がっている可能性が指摘される中、同取組について、今後も継続的に実施する必要がある。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、第4次産業革命時代に即した産業競争力の強化に向け、オープン・イノベーションを念頭に置きつつ、オープン&クローズ戦略を軸とした知財マネジメントを浸透させていくため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

①企業・業界における標準化戦略の強化

《官民の標準化体制の強化》

(官民の標準化体制強化)

- ・官民が連携して日本の優れた技術やサービスを活かした国際標準化を一層促進するため、官民の協力・連携体制を含め、基準認証制度の在り方について検討する。

(短期・中期) (経済産業省、関係府省)

(社会システム・先端分野の国際標準化)

- ・デジュール標準だけでなく、コンソーシアム等の国際標準化動向を把握しつつ、国際標準化を推進するため、官民の標準化体制を強化する。具体的には、国内のトップランナーに合わせて標準の策定を行う「新市場創造型標準化制度」の活用や、先端的な優れた技術を有している産業技術総合研究所などの国立研究開発法人を活用し、業種横断プロジェクトとして組成すべき案件の検討を行う。例えば、スマートマニュファクチャリング分野では、フォーラム／コンソーシアムにおける議論を把握しつつ、リファレンスモデルを構築し、適切なデータの形式等を検討した上で、データ形式等について、ドイツなど関係諸国とも連携しつつ、国際標準化に取り組んでいく。(短期・中期) (経済産業省)

(中堅・中小企業等の標準化の推進)

- ・中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関等についての周知を引き続き進める。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用に向けて、知財総合支援窓口・よろず支援拠点や中小企業支援関係者等と、標準化活用支援パートナー機関との連携を促すとともに、中堅・中小企業等が、利益を確保しつつ自社の優れた技術・製品を社会に実装する取組を後押しするため、関係団体と一般財団法人日本規格協会(JSA)とが連携し、中堅・中小企業等に対して、事業戦略に応じた、標準化戦略及び知財戦略の策定・提案をワンストップで実施できる体制の構築を検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・「新市場創造型標準化制度」や、自治体、産業振興機関、地域金融機関、及び認証機関などの幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」、地方創生交付金の活用等を通じて、地域の中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を支援する。(短期・中期)(経済産業省)

(中堅・中小企業等の海外認証取得支援)

- ・中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得の具体的なプロセス等に関する相談窓口の設置、情報提供セミナーの開催及びパンフレットの作成など、規制に関連した海外認証取得を支援するための取組を推進する。(短期・中期)(経済産業省)

《産学官をあげた標準化人材育成の強化》

(標準化人材の育成強化)

- ・国際標準化のための国際会議において国際幹事や議長を担える人材や、国際標準化実務の遂行能力に加え、交渉力とマネジメント力を備えた人材を育成するための若手人材の研修を引き続き実施する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・2017年1月に策定された「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいて、標準化専門家、経営層及び標準化を支える弁理士などの専門人材からなる標準化人材を産学官で育成する。具体的には、政府による経営層に対する普及活動の強化、各企業における最高標準化責任者(CSO)の設置を引き続き促すとともに、大学と産業界が連携した複数大学にまたがる各産業のルール形成戦略についての新たな講座の開設等を推進する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・一般財団法人日本規格協会(JSA)と連携して、本年3月に創設された標準に関する資格制度「規格開発資格制度」の普及を推進する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・弁理士業務としての標準関連業務への関与の役割の明確化の検討を行う。
(短期・中期)(経済産業省)

《個別分野の標準化戦略》

(第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス等に関する国際標準化戦略の推進)

- ・膨大な数のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術等の共通基盤の確立や実証等を推進するとともに、センサー等で集めた工場内のデータ等を共有・活用するスマート工場に関する先進システムの実証を2020年までに全国50か所で実施するなど、第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス、スマート工場、自動走行システム、ロボットなどの分野において、産学官等が連携して国際標準化に対する取組を推進する。(短期・中期)(総務省、経済産業省)
- ・情報通信分野における最新の動向を踏まえた戦略的な国際標準化を行うための体制整備、定期的な標準化会合への継続的な対応や海外のIoT関係団体との連携、若手

国際標準化人材の育成等を実施するとともに、ICT 分野の研究開発と国際標準化を一体的に推進する。(短期・中期) (総務省)

②オープン&クローズ戦略下での知財マネジメントの在り方

《知財マネジメント人材等の育成・確保》

(総合知財戦略構築支援可能な人材育成)

- ・ビジネスモデル検討段階から訴訟対応などの権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知財マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供することにより、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成を引き続き強化・実施する。(短期) (経済産業省)

(グローバルな知財人材育成)

- ・世界を舞台に活躍できる知財マネジメント人材の育成のため、企業の経営幹部・幹部候補、経営企画部門や事業部門の管理職等向けに開発した教材類の民間セクターへの普及・活用を図る。(短期・中期) (経済産業省)

(高度外国人材の呼び込み推進)

- ・2017年4月に見直された高度人材ポイント制を活用し、我が国の経済成長への貢献が期待される高度な技術・知識を持った外国人材の我が国への呼び込みを引き続き推進する。(短期・中期) (法務省)

《営業秘密保護の強化》

(秘密情報の保護ハンドブック等の充実・普及)

- ・情報のデジタル化が進み、ネットを介してつながる環境の進展を踏まえ、営業秘密管理指針及び秘密情報の保護ハンドブックの記載を充実させるとともに、不正競争防止法の制度や秘密情報の保護ハンドブック等の普及・啓発を実施する。
(短期・中期) (経済産業省)

(「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の普及)

- ・大学が学生と雇用契約を締結する等によって企業等との共同研究で取り扱う秘密情報を適切に管理することを明記した「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の普及・啓発を実施する。(短期・中期) (経済産業省)

(営業秘密管理のワンストップ支援の拡充)

- ・営業秘密管理を含む知財戦略の相談窓口及びポータルサイトにおいて、引き続きホ

ームページ上での情報発信及び全国各地でのセミナー開催、e ラーニングコンテンツの提供など、中小企業を念頭に置いた普及・啓発を実施する。

(短期・中期) (経済産業省)

(営業秘密情報に係るタイムスタンプ情報の保管サービスの普及)

- ・営業秘密流出事件等における営業秘密や先使用権の保有の立証を円滑にするための手段として、企業等において秘匿管理される技術ノウハウなどの電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期保管するサービス (2016 年度末開始) について、産業界等への普及・啓発を実施する。(短期・中期) (経済産業省)

(官民連携の促進)

- ・官民の実務者間において、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に関する情報交換を緊密に行う場として、「営業秘密官民フォーラム」を開催するとともに、普及・啓発のため、情報提供を行う。(短期・中期) (経済産業省)

(捜査当局等との連携)

- ・「営業秘密官民フォーラム」の開催等を通じ、経済産業省、警察庁・都道府県警察、公安調査庁、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) 等の連携の強化を進め、産業界に対する意識啓発を実施する。(短期・中期) (経済産業省、警察庁、法務省)

II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進

1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化

(1) 現状と課題

世界の食の市場規模が、2009年の340兆円から2020年には680兆円と倍増することが見込まれ、世界的にも和食の広がりが見られる状況のもと、高品質な日本の農産物・食品を世界にアピールし、成長する世界需要を取り込んでいくことで、販路開拓・拡大を行っていくことが求められている。また、農産物貿易のグローバル化が進む中、日本の農産物の競争力を確保するためには、品質の優位性を維持することが不可欠である。

そのような中、「地域で頑張る農業者の所得を増やす。」、これがアベノミクス第二ステージの農業改革のキーワードとなっており、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定。以下「再興戦略2016」という。）においても、「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化」を重点施策として取り上げ、政府・農業界・経済界がタッグを組んで頑張る農業者の支援を行っていくという方向性を打ち出している。

こうした中、農林水産業は、生産活動を通じて様々な知的財産が生み出されることから「知識産業・情報産業」として位置づけられるものであり、我が国農業の強みを活かした攻めの農業を展開するためにも、通底する部分が多い一般工業分野の取組を参考にしつつ、知的財産を活用したビジネスモデルの確立とそれを支える知的財産マネジメントに取り組むことが重要である。

このような背景を受け、農林水産省では、「農林水産省知的財産戦略2020」に基づき、地理的表示（GI）保護制度の活用等による地域ブランド発掘・創造・活用とそのブランド価値の向上や、研究開発における戦略的な知的財産マネジメントの推進などの取組を行っているところである。また、2016年11月に策定された「農業競争力強化プログラム」において、規格・認証や知的財産制度の活用促進や、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した新たな組織の創設を行うこととされ、本年4月、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）内に日本製品のプロモーションやブランディング等を行う「日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）」が設置された。

特に、昨今、食料産業のグローバル化や、日本の農林水産物のブランド化に伴い、海外における模倣品・海賊版の流通や技術流出が問題となっており、迅速かつ的確な対応が求められている。例えば、日本で開発された植物品種であるシャインマスカットについては、海外での品種登録がなされなかったため、海外において日本原産の苗木として高値で取引されていても本来の開発者への利益が還元されておらず、また、輸出に関しても、当該国において、安価な現地生産品や他国からの輸入品との競争にさらされることとなり、本来であれば得られたであろうマーケットを喪失する危機に面しているという現状が存在する。また、農業生産に関わる技術が知的財産になりうるにもかかわらず、比較的容易に外部に明らかにしてしまうなど、生産現場及び研究

開発現場は知的財産保護に関して無防備、活用に関して無関心な状態にあることも見受けられる。今後、「攻めの農林水産業」を実現するためには、農業関係者一人一人が知的財産の重要性を理解し、それを活用することが期待されており、知財保護・活用について普及啓発を進めるとともに、海外における農林水産分野の知的財産の保護を支援していくことは喫緊の課題である。

2015年6月より開始した地理的表示（GI）保護制度については、2017年4月時点で30製品の登録がなされており、今まで登録されたものについてはこれによって知名度が上がる、取引の幅が広がるといった成果が上がっているところである。2016年12月の改正地理的表示（GI）法（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号））の施行により、今後は国際協定による相互保護が可能となるため、GIの海外での保護を積極的に進めること及びGI製品の周知に取り組んでいくことが重要である。

また、海外の市場を開拓し輸出力を強化していくためには、海外市場で広く活用されている標準・認証を活用し、海外の取引先等に訴求していくことが有効であり、まずは海外で広く活用されている規格に対応していくとともに、我が国の強みのアピールにつながる形での標準化を進めていくことが求められる。このため、我が国の農林水産物・食品の標準・認証の枠組みであるJAS制度⁹についても、海外事業者への訴求に向けて規格を戦略的に制定・活用できるようにするとともに、これをツールとして国際標準化を進めていく必要がある。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会時の食品調達基準において、持続可能性の観点から、食品安全、環境保全、労働安全などの要件が示され、国際水準GAP認証等を受けて生産されたものが基準を満たすものとして認められたところである。こうしたことを契機に、農産物の輸出拡大や農業人材の育成など我が国の農業競争力の強化を図る観点からも、国際水準GAP認証の取得拡大や、輸出拡大に向けて日本発のGAP認証の国際規格化等を進めていくことが重要である。

さらに、農業者の高齢化や担い手の不足による労働力の減少等の中で、今後の農業生産は経験と勘のみに頼るのが難しくなっている。このため、第4次産業革命（Society5.0）が進展しつつある現状を踏まえ、AI、IoTやロボット技術等を駆使したスマート農業の実現が期待されており、スマート農業実現に向けた研究開発を進めるとともに、農業分野のデータ利活用を進めるための農業データ連携基盤の構築、データの標準化やノウハウ等の保護などの取組を進めていくことが期待されている。

加えて、研究開発における戦略的マネジメントの推進や他分野と連携したオープン・イノベーションにおける知財戦略の強化など、農林水産分野の知的財産を戦略的に活用し、新たなイノベーションを創出する取組も引き続き推進していくべきである。

⁹ 農林水産物や食品の品質に関する規格を農林水産大臣が制定。事業者は、第三者機関の認証を受けるとJASマークを表示できる任意の制度。定められるJAS規格の対象の拡大等を行うため、「農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案」を第193回国会に提出（平成29年2月）。

【農林水産物のブランド化に活用できる知的財産権等】

項目	担当府省	内容	活用例
地理的表示(GI)保護制度 (特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)	農林水産省	品質・社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている産品について、その名称を知的財産として保護するもの	○神戸ビーフ ○下関ふく
品種登録による育成者権(種苗法)	農林水産省	農林水産物の生産のため栽培される植物の新品種を独占利用できる権利	○おぼろづき ○シナノゴールド
商標権(商標法)	特許庁	商品・サービスに使用する名前やマークを独占使用できる権利	○あまおう
地域団体商標(商標法)	特許庁	地名+商品名から成る商標を独占使用できる権利	○関あじ ○関さば
特許権(特許法)	特許庁	発明者が発明権利を独占利用できる権利	○多面体形状のメロンの栽培方法及び四角いメロン栽培用型枠(カクメロ)
実用新案権(実用新案法)	特許庁	物品の形状、構造又は組み合わせに係る考案の利用を独占利用できる権利	○改良農機具
意匠権(意匠法)	特許庁	独占的で美的な外観を有する物品の形状・模様・色彩のデザインを独占使用できる権利	○使いやすい剪定鋏
営業秘密(不正競争防止法)	経済産業省	生産方法や栽培方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然に知られていないもの	○F1品種(交雑品種)の親株情報 例：夕張メロン

出典：「戦略的知的財産活用マニュアル」（平成 26 年 4 月農林水産省策定）に基づき知的財産戦略事務局作

日本産酒類については、日本から輸出される酒類は年々増加傾向にあり、2016 年の輸出金額は約 430 億円と 5 年連続で過去最高を記録し、10 年前の約 3 倍となっている。このような背景を受けて、国税庁では、日本産酒類のブランド価値向上に向け、酒類の GI の更なる活用を図るために 2015 年 10 月に制度改正を行い、その周知徹底を行っているほか、改正後の制度に基づき国レベルの GI「日本酒」の指定等を行っている。また、国際的なイベント等において酒類の GI のプロモーションを実施するとともに、国際交渉等を通じた酒類の GI の保護を求めているところである。政府の輸出促進の指針である「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」（平成 29 年 3 月改定）において、酒類 GI の制度の活用促進が盛り込まれていることも踏まえ、これらの取組について、継続的に実施することが必要である。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、知的財産を活用した品種・産品等の保護やブランド化、海外展開については、関係府省において以下の取組を推進することとする。

①地理的表示、地域団体商標など農業等関係知財の有効活用

（農林水産省の知財戦略 2020 の推進）

- ・農林水産分野における知財戦略を推進するため、「農林水産省知的財産戦略 2020」（2015 年 5 月）に基づき、知財戦略を着実かつ強力に実施するとともに、定期的な

検証を行い、必要に応じて戦略及び施策の見直しを行う。(短期・中期) (農林水産省)

(農林水産物・食品等の地理的表示 (GI) の活用促進)

- ・農林水産物・食品等の地理的表示 (GI) 保護制度の活用促進のため、引き続き GI の登録申請に係る相談を受け付ける窓口を整備するとともに、制度の普及・啓発、理解促進を進める。また、GI 製品の円滑な流通を促進するため、広告、インターネット、外食メニュー等においても適正な GI マークの使用を進めることにより、GI 製品のビジネス化の支援を図る。(短期・中期) (農林水産省)

(農林水産物・食品等の地理的表示 (GI) の海外での保護)

- ・二国間等の国際協定の締結により諸外国でも日本の GI を保護することが可能となる改正 GI 法に基づき GI の相互保護の推進を図るとともに、海外における GI 製品を含めた我が国農林水産物・食品等に対する知財侵害対策を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

(ブランド化の促進)

- ・農林水産分野における知的財産の保護・活用を促進するため、特許庁と連携し、特許庁が各都道府県に設置している知財総合支援窓口において、従来の特許・商標・営業秘密等の相談に加え、農林水産分野の知的財産である地理的表示 (GI) 保護制度や品種登録制度の相談も一括で受け付け、「地理的表示 (GI) 保護制度」及び「地域団体商標制度」の両制度を活用したブランド支援等の相談についても引き続き対応する。また、相談対応の充実を図り、地域ブランドの一層の推進を図るため、知財総合支援窓口の担当者等を対象とした農林水産分野の知的財産に関する研修等を実施する。(短期・中期) (農林水産省、経済産業省)

(育成者権の権利範囲の判断基準の明確化等)

- ・種苗法における育成者権者の独占権の範囲を画する判断基準について、侵害の立証の適正化も含めて検討するほか、品種登録情報へのアクセスの在り方など、育成者権者に使いやすい制度になるよう検討を行う。(短期・中期) (農林水産省)

(種苗法と商標法の関係整理)

- ・種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、その後に出願及び登録された商標との兼ね合いで、登録前に変更を余儀なくされる問題について対応策を検討する。

(短期) (農林水産省、経済産業省)

(種苗産業の海外展開支援の充実強化)

- ・我が国で開発された植物品種の海外での保護や侵害対策を強化するため、海外への品種登録出願への支援、侵害実態調査を行うなど総合的な対策を実施し、種苗産業

の海外展開を推進する。(短期・中期) (農林水産省)

(品種登録審査結果の海外提供の無償化)

- ・我が国の植物品種の海外における品種登録を促進するため、我が国における品種登録審査結果を海外審査当局に無償で提供する体制を整備する。

(短期・中期) (農林水産省)

(権利侵害対策支援の充実強化)

- ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において実施している DNA 分析による品種識別サービスの対象作物に登録品種数が多いカーネーションが追加されたことを受け、侵害時に迅速に対処できるようカーネーションの登録品種の遺伝子型データベースを作成する。(短期・中期) (農林水産省)

(育成者権の効力拡大)

- ・育成者権者の正当な利益を確保することで、新品種開発を促進するため、種苗法において原則として育成者権の効力が及ばない農業者の自家増殖について、農業生産現場への影響に配慮しつつ、育成者権の効力が及ぶ植物範囲の拡大を図る。

(短期・中期) (農林水産省)

(海外における品種の適切な保護)

- ・海外において品種保護が可能となるよう、「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、東アジア諸国を対象として意識啓発セミナーや審査技術研修などの協力活動を実施し、これらの国々の植物品種保護に関する制度実施体制の整備を支援し、保護対象範囲等が広い 1991 年にジュネーブで改正された植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV 条約) への加盟を促進する。(短期・中期) (農林水産省)

(日本産酒類のブランド価値向上)

- ・日本産酒類のブランド価値向上のため、引き続き酒類の地理的表示 (GI) 保護制度の周知を徹底し、制度の活用促進を図る。また、酒類の GI について、官民が連携して海外へ発信するなど認知度向上を図るとともに、酒類の GI 制度を導入している国との間で、適切な保護に向けた枠組み作りを進めることにより、輸出促進に向けた環境整備を実施する。(短期・中期) (財務省)

(日本食・食文化の海外発信)

- ・日本食・食文化の魅力発信による日本産農林水産物の輸出促進を加速するため、海外における日本食・食文化への理解の深化を図るとともに、日本産食材を積極的に活用する海外レストランとの連携等を推進する。具体的には、多様なコンテンツを活用した魅力発信事業、日本食・食文化普及人材育成事業、海外日本食レストラン連

携・品質向上支援事業、日本産食材活用ネットワーク強化事業などの取組を実施する。
(短期・中期) (農林水産省)

②JAS 規格の戦略的な制定・活用等による農林水産分野における標準化の推進

(JAS 規格の戦略的な制定・活用と国際化の推進)

- ・我が国食料産業の競争力強化のため、我が国の強みのアピールにつながる JAS 規格を戦略的に制定し、その活用を推進する。加えて、JAS 規格の内容のアジア諸国等への浸透を図るとともに、JAS 規格を足掛かりとした国際規格の制定を目指す。
(短期・中期) (農林水産省)

(農業生産分野における国際標準化戦略の推進)

- ・国際水準 GAP 認証の取得拡大を図る。また、日本発の GAP 認証 (JGAP Advance) について、国際規格化 (GFSI¹⁰承認取得) に向けた関係者への働きかけ等を官民が連携して推進する。(短期・中期) (農林水産省)

(食料産業分野における国際標準化戦略の推進)

- ・HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point (危害要因分析・重要管理点))¹¹に関する研修の実施など我が国における HACCP 普及のための支援体制の充実を図るとともに、日本発の国際的に通用する HACCP をベースとする食品安全管理に関する規格や認証の仕組みの構築と、その国際規格化に向けた取組等について、官民が連携して推進する。(短期・中期) (農林水産省)

(水産分野における国際標準化の推進)

- ・小規模で多様な漁業が多種多様な魚種を利用している我が国水産業の実態等に対応し、コスト面等で取り組みやすい規格や認証の仕組みの構築と、その国際規格化に向けた取組等について官民が連携して推進し、輸出環境の整備等を図る。
(短期・中期) (農林水産省)

③スマート農業の推進のための知財戦略

(スマート農業の研究・導入支援)

- ・スマート農業の推進のための研究開発・導入実証に向けた取組を推進するとともに、

¹⁰ Global Food Safety Initiative (世界食品安全イニシアティブ) 2000 年に、世界的に展開する食品事業者 (世界 70 カ国、約 400 社) が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、自分たちの求める規格・認証スキームの承認等を行う機関。

¹¹ 原料受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害の要因を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理のシステムのこと。

熟練農業者のノウハウの継承を図るため、AIなどの最新技術を活用し未経験者が短期間でノウハウを身に付けられるシステムの構築を推進する。

(短期・中期) (農林水産省、内閣官房、総務省、経済産業省)

(農業情報データ活用の推進)

- ・農業分野における様々なデータが共有・活用できる「農業データ連携基盤」の立ち上げを目指す。また、異なるITシステム間でデータを共有・比較するなど農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、「標準化ガイドライン」を活用するとともに、データ等の接続性及び互換性を検証する。(短期・中期)

(農林水産省、内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省)

(農業関係者に対する知財マネジメントの普及・啓発)

- ・優れた農業技術やノウハウ等の知的財産としての価値や重要性を農業者や農業関係者に広く普及啓発する方策を検討するとともに、知的財産として保護・管理の手法を分かりやすく説明したガイドライン等の作成に取り組む。

(短期・中期) (農林水産省)

④農林水産分野の研究開発における知財マネジメントの強化

(「知」の集積と活用の場における知財戦略の強化)

- ・農林水産分野の新たな産学連携研究を推進するための仕組みである「知」の集積と活用の場において、農林水産分野の新たなイノベーション創出や既存ビジネスの問題解決に向けて、適切な知財マネジメントを実施する。(短期・中期) (農林水産省)

(農林水産関係国立研究開発法人における知財戦略の強化)

- ・農林水産分野の研究開発の中核的な役割を担う国立研究開発法人の研究成果を効果的・効率的に事業化・商品化に結び付けるため、農業・食品産業技術総合研究機構などの農林水産関係国立研究開発法人において、人材育成も含めた知財マネジメントの強化を図る。(短期・中期) (農林水産省)

(農林水産分野と異分野との連携協調における知財マネジメント)

- ・農林水産分野における地域活性化及び産業競争力強化を技術面から支援するため、事業化・商品化を意識した知財マネジメントの下、農林水産分野においてAI、IoTやロボット技術などの最新技術を活用して異分野との連携協調による研究開発を推進する。(短期・中期) (農林水産省)

(農林水産分野における遺伝資源及び遺伝情報の収集・活用強化)

- ・強みのある品種の育成に必要な素材である多様な遺伝資源の二国間共同研究等を通

じた我が国ジーンバンクへの導入、遺伝情報の解明及び効率的な育種技術の開発・普及を、適切な知財マネジメントの下で推進することにより、地域のニーズに即した新品種の開発と知財としての保護・活用を加速する。(短期・中期) (農林水産省)

(官民連携による新品種開発の活性化)

・主要農作物種子法の廃止法等を踏まえ、民間企業参入を促進し、多様化するニーズへの対応により我が国農業の競争力強化を図るため、適切な知財マネジメントの下で、公的機関が有する種苗の生産に関する知見の民間企業への提供や育種基盤の強化を進めるとともに、民間企業と公的機関の多様な連携を推進する方策を講じる。

(短期・中期) (農林水産省)

2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進

(1) 現状と課題

人口急減・超高齢化、東京への一極集中、グローバル化に伴う国内製造業の空洞化といった大きな社会課題に我が国が直面する中、国際競争の激化、第4次産業革命の進展といった環境変化に対応しながら、我が国全体が持続的な発展・成長を遂げていくためには、全国各地域において各地域の実情に即して、スピード感を持ってイノベーション創出を推進し、地域経済を活性化していくことが極めて重要である。そうした観点から、地域経済を支えかつ経営に小回りのきく中小・中堅企業や迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業が、知財への意識を高め、知財を積極的に活用していくことにより、イノベーション創出や地域産業の活性化に大きく寄与していくことが期待されている。

また、我が国の大学・高等専門学校・公的研究機関等は極めて高い研究能力を有しているところ、この高い研究能力を社会に貢献しうる成果の創出につなげていくためには、大学・高等専門学校・公的研究機関等と中小・中堅企業、ベンチャー企業を含む産業界とが適切な知財マネジメント戦略の下で積極的に連携していくことが重要である。

① 地方・中小企業による知財活用

地域経済の担い手である中小・中堅企業の活躍は、我が国の産業競争力の源泉であり、中小・中堅企業による知的財産の活用の促進を図っていくことは、極めて重要である。

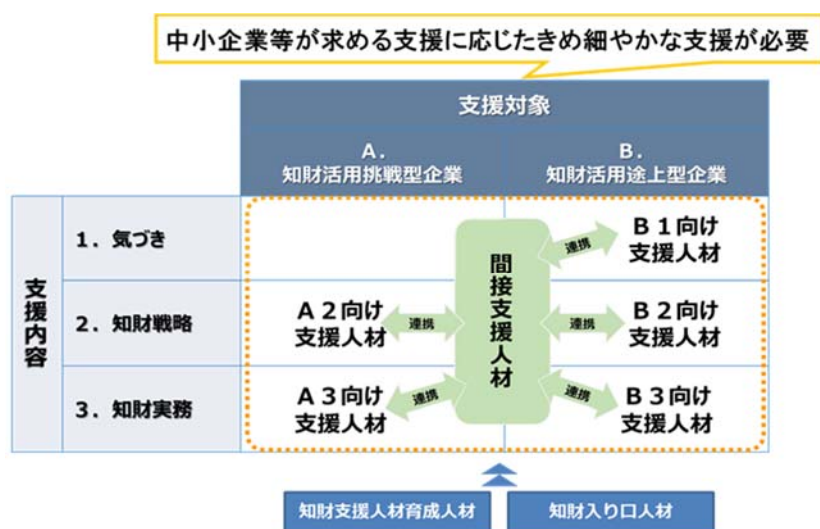
「知的財産推進計画 2015」(平成 27 年 6 月 19 日知的財産戦略本部決定)及び「推進計画 2016」においては、中小企業を二つのカテゴリーに分けて知財戦略の強化を図ってきた。一つは、自らが保有する知的財産を意識して権利化等を行い、それを活用して自社製品を主体的に開発・生産して、海外展開も含めた挑戦的な活動を行って

る「知財活用挑戦型」であり、もう一つは、権利化できるような知的財産（特に、技術）を有しておらず、知的財産に対する意識も薄く、生産する製品や販路・取引先も固定的で、多くは下請け的立場にある「知財活用途上型」である。

「知財活用挑戦型」の中小企業に対しては、知的財産権の取得を促進するための更なる環境の整備や、知的財産を活用して国内外で事業化を進めるための支援、侵害対策などの知的財産を保護するための支援が引き続き求められている。また、「知財活用挑戦型」の中小企業のイノベーションを収益につなげるために、知的財産権を権利化して活用する、ノウハウとして秘匿する、さらには、契約を活用するなど様々な手法により、経営戦略の視点で知財マネジメントを実践していくための支援も充実させる必要がある。

一方で、知的財産に対する意識の薄い「知財活用途上型」の中小企業については、知財の活用が進んでいないため、知財意識の普及啓発をより一層強化すべきであるという指摘がなされている。知財活用途上型の中小企業にとって、「警告・ライセンスなどの権利活用は自社には無関係であるため、知的財産権を取得するインセンティブがない」という誤解があるが、知的財産は、将来のキャッシュフローの源泉となる資産であり、研究開発力のアピールや販路開拓のきっかけにもなりうるものであるから経営戦略上の重要な要素の1つである。「知財活用途上型」の中小企業の経営者及び中小企業支援関係者に対し、気づきを促し、こうした意識を普及・浸透させ、知財の活用を促進することが必要である。また、技術流出を防止するために、ノウハウ管理に対する意識を高めることも促していくことが必要である。

【知財支援人材マトリクス】¹²



中小企業に対する支援内容は、「気づきを促す」、「知財戦略を考える」、「知的財産権

¹² 平成 27 年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「地域・中小企業の知財支援人材に関する調査」（5 頁）に基づき知的財産戦略推進事務局作成。

の保護・活用における実務支援」の3つに大きく分類され、それぞれに適した人材による支援が必要であることが指摘されており、中小企業が求める支援に応じてきめ細やかな支援を提供するために、各支援機関の連携を徹底していくことが重要である。昨年9月には、特許庁が「地域知財活性化行動計画」を策定し、これに基づき各機関が連携して知財分野における地域・中小企業支援を推進しているところであるが、「地方の中小企業が技術相談等をしたい場合に、どこに行けばよいのかがわかりづらい」との指摘は依然としてある。したがって、地域レベルでは、各都道府県に配置されている知財総合支援窓口、よろず支援拠点、標準化活用支援パートナー機関、地方公共団体等が連携して地域の支援体制を一層強化していくことが求められている。また、「知財の普及啓発活動から個別支援対応へのつながりが弱い」という指摘もなされており、次の段階の支援へ円滑につなぐための仕組みについても検討していく必要がある。

また、中小企業にとって身近な存在である、金融機関、中小企業診断士、税理士、商工会・商工会議所などの中小企業支援関係者には、中小企業との経営相談の際に、財務情報には現れない対象企業の価値創造・差別化の源である知的資産（人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランドなどの目に見えない資産であって、企業の競争力の源泉となるもの。知的財産を包摂する広い概念。）にも着目し、中小企業に対して知的資産・知的財産に関する何らかの気づきを促し、必要に応じて適切な機関に橋渡ししていく役割が期待されている。したがって、中小企業支援関係者に対しても、知的資産・知的財産についての啓発活動を行っていく必要がある。

とりわけ、地域金融機関は、資金供給に留まらず、目利き力を発揮し、借手企業の経営課題について経営者と認識を共有した上で、外部機関等と連携を図りながら、ビジネスマッチングなど財務面のアドバイスに留まらないコンサルティングを提供するなど金融仲介の質の向上に取り組んでいる。地域金融機関においては、外部機関等とも連携しつつ、地域経済の活性化に向けて、より一層取り組んでいくことが期待されている。

金融庁は、平成25事務年度以降、事業性評価に基づく融資の促進に取り組んでおり、平成28事務年度金融行政方針においても、「金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（「事業性評価」）するよう促してきた。」と記載するなど、引き続き事業性評価に基づき、顧客企業の価値向上に繋がるアドバイスやファイナンスを提供するよう、組織的・継続的な取組を促しているところである。

また、経済産業省は、地域金融機関や支援機関が、企業との対話を深め、担保や個人保証に頼らない事業性評価に基づく融資や本業支援等を行うことを促すため、2016年3月、地域企業の経営診断指標「ローカルベンチマーク」（財務情報に関する6つの指標と知的財産情報も含む非財務情報に関する4つの視点）を策定・公表した。

また、従来、経済産業省は、企業の固有の知的資産を認識し、有効に組み合わせ活用していくことを通じて収益につなげる「知的資産経営」を継続的に推し進めており、この知的資産経営の方針をストーリー化し、ステークホルダー（取引先、顧客、

株主・投資家、従業員、地域社会等) に対して効果的に伝達することによって、ステークホルダーからの理解・評価を高め、更なる経営改善につなげていくことができるよう、「知的資産経営報告書」の作成・公表を推奨している¹³。

加えて、特に融資における知財活用の促進のため、特許庁は、「知財ビジネス評価書」の更なる拡充・改善の取組を進めてきた。こうした「ローカルベンチマーク」や「知的資産経営報告書」、「知財ビジネス評価書」等を活用しながら、企業経営者と金融機関・支援機関等とが協調連携して、知的財産を始めとした知的資産を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」することを通じて、事業性評価やそれに基づく融資、本業支援等の促進や、地域に波及効果の高い地域産業の活性化を図っていくことが求められている。

また、別の観点で、地域に根ざした地場産業の振興、アニメ・マンガ、映画、音楽、ゲーム、放送番組などのコンテンツを活用した観光産業の振興、地理的表示 (GI) や地域団体商標等を活用した食料・農林水産分野の地域ブランドの国内市場・海外市場拡大、地域の未来を担う「ひと」の養成に向けて地域社会と一体となった「知財創造教育」の推進など、知的財産を活用しつつ各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を実現するために、地域を挙げて取り組むべき課題等があることを踏まえ、地方公共団体が中核となった取組が大いに期待される。

② 産学・産産連携の推進

我が国の知財戦略として、国際競争の激化、第4次産業革命 (Society5.0) の進展をはじめとする技術発展を見据え、オープン・イノベーションを促進するために、産学連携・産産連携を活性化させるための取組は極めて重要である。そして、大学や公的研究機関は、事業化が視野に入る分野については事業化を念頭に置いた知的財産マネジメントを実施し、研究開発の成果を事業化に結び付け、優れた研究成果を社会に還元していく意識を持つことが重要である。

<産学連携の推進>

従来、我が国の産学連携は、個々の研究者間で行われる小規模なものが大半であり、

¹³ 2005年に経済産業省が企業等向けの参考指針として取りまとめた「知的資産経営の開示ガイドライン」(2005年10月公表)等を契機・基礎として、OECD等において企業の価値創造・レポートに於ける国際的な議論が行われた。これらを踏まえ、「国際統合報告評議会 (IIRC)」(規制者、投資家、企業、基準設定主体、会計専門家及びNGOにより構成される国際的な連合組織)による検討がなされ、「統合報告」の枠組みが構築された(2013年12月9日公表)。「統合報告」は、我が国企業の作成社数が大企業を中心に250社程度(2016年)に及ぶに至り、南アフリカとともに我が国が統合報告先進国となっている。経済産業省もメンバーである「WICI (The World Intellectual Capital/Assets Initiative)」(企業関係者、財務アナリスト、投資家、職業会計人、研究者等によって2007年に設立されたグローバル・ネットワーク)は、2016年9月に統合報告作成のガイドとなる「インタンジブルズ報告枠組み」(WICI Intangibles Reporting Framework)を公表している。

オープン・イノベーションを本格化させていくためには本格的な共同研究が必要であることが指摘されていた。また、産業界からは、大学との連携に関して、共同研究のスピード感や成果（知的財産）管理等で課題が指摘されていた。イノベーションの創出に向けて、「再興戦略 2016」では、「組織」対「組織」の本格的な産学連携が掲げられ、「2025 年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額を OECD 諸国平均の水準を超える現在の 3 倍とすることを目指す。」こととされた。これを踏まえ、産学による本格的な共同研究に向けて、文部科学省と経済産業省は、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日）を策定している。大学・国立研究開発法人は、同ガイドラインを参考にしつつ、知的財産マネジメントの戦略的方針の策定や知的財産に係る予算の確保と管理体制の整備等を含む知的財産の活用に向けたマネジメントの強化や知的資産マネジメントの高度化により知の好循環を図っていくことが期待されている。

また、産学連携に関しては、「大学において事業化に対する意識が低い」という指摘や、優れた研究成果を知的財産化するにあたって「知的財産に関する予算・人員確保が十分にできていない」という指摘がされている。したがって、大学・公的研究機関の自主的な取組に期待するだけでなく、大学における適切な知的財産予算の確保や知的財産の管理・運用等に関わる人員の育成・確保の方策を検討していくとともに、大学・公的研究機関の事業化に対する意識を高めていくために、大学等における研究成果の事業化に関連する指標の検討や大学等と産業界との対話に向けた取組を進めていく必要もあると考えられる。

また、高等専門学校には、大学と同様、人材育成という高等教育機関としての役割に加え、研究活動を通じた社会貢献についても期待されているところ、とりわけ実社会に根ざした実用・応用的な研究により、地域や企業の抱える問題の解決等を通じて地域社会に貢献していくことが期待される。高等専門学校の研究力と全国的なネットワークを活かし、地域のあるいは地域を越えた中小企業等との連携をより一層進めていくことが、地域経済の活性化のために重要である。

<産産連携の推進>

産産連携については、第 4 次産業革命の特性を踏まえ、オープン・イノベーションにつながる異業種間連携を活性化させるとともに、地域経済を支えかつ経営に小回りのきく中小・中堅企業や迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業と大企業の連携も活性化させていく必要がある。

中小企業等と大企業の連携については、「川崎モデル」等に代表される中小企業等が大企業の技術を実用化するモデルと、大企業が中小企業等の技術を実用化するモデルがある。中小企業等が大企業の技術を実用化するモデルでは、大企業にとって市場規模が小さい、大企業の事業とマッチしないなどの理由で利用されていない優れた技術を中小企業等が活用することで、新たな市場獲得や事業拡大を図ることができる。一方で、大企業が中小企業等の技術を実用化するモデルでは、大企業は中小企業等の

イノベーティブな技術を取り込むことができ、中小企業等は大企業の技術や販路を活用することができる。このような特徴を踏まえ、イノベーション創出や地域産業の活性化のため、中小企業等と大企業の連携が広く普及することが期待されている。

<産学連携・産産連携の支援人材>

産学連携・産産連携の支援については、「支援人材間の連携が十分ではない」という指摘がされており、関係府省において政策目的に応じて配置した知財の専門家間の連携の強化を図るとともに、中小企業支援関係者と、地域支援機関や知財の専門家との連携を促し、シーズとニーズのマッチングや事業プロデュースを行っていくことが必要である。さらに、これらの支援人材の育成や支援人材のキャリアパスの形成に向けた取組も実施していくことが一層求められている。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、中小企業に対する意識啓発や事業支援などの支援、各機関の連携を促進するとともに、大学・高等専門学校・公的研究機関と産業界とが、適切な知財マネジメント戦略の下で積極的に連携することを促進するため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

①地方・中小企業の知財活用

《知的財産の権利化、知的財産の活用の支援》

(知的財産の権利化・活用に向けた支援)

- ・ 地域中小企業における知的財産の権利化・活用を促すため、「地域知財活性化行動計画」に基づき、全国レベルで、知財に係る制度や支援施策の普及啓発活動を実施するとともに、地域レベルでは、知財総合支援窓口とよろず支援拠点が連携し、各地域の実情及び中小企業が求める内容に応じたきめ細やかな支援のための相談体制を強化する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 地域の中小企業等の知的財産の権利化及び活用を支援するために、出張面接・テレビ面接・巡回審判を充実させるとともに、企業等集積地域を対象に出張面接審査と特許に関するセミナーを同時に開催する地域拠点特許推進プログラムを推進する。
(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 地域の中小企業等の知財活用を促進させるため、巡回特許庁の回数を増やし、各地域において知財制度や知財支援策等の周知を強化する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 地域における中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の権利化・活用を促すため、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)において、平成29年度第2四半期(7～9月)に「近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を開設し、知的財産の活用支援を行う。また、同本部において、地域ユーザーにとって出張面接審査等を活用しやすい環境を整備し、出張面接審査等の充実を図る。(短期・中期)(経済産業省)

- ・中小企業等による特許等の出願手続簡素化などの支援策を検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

(金融機関における知的財産を活用した中小企業支援の推進)

- ・企業の生産性向上等を支援し、地域経済の活性化につなげるため、引き続き金融機関による事業性評価に基づく融資や本業支援等を促す。(短期・中期) (金融庁)
- ・地域金融機関や支援機関が地域企業への事業性評価に基づく融資や地域企業の本業支援等を行うことを促すため、「ローカルベンチマーク」の周知を行うとともに、さらなる改善の検討を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・中小企業の知的財産を含む無形資産の「見える化」を促進するため、「統合報告」の活用状況を紹介等しつつ、企業における知的資産経営報告書の自主的な作成を促すとともに、その効果的な活用に向け、「知的資産経営 WEEK」等を通じて金融機関や中小企業支援者に対する普及・啓発活動を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見を踏まえつつ使いやすくするなど、その作成支援を強化するとともに、産業財産権専門官による金融機関への個別訪問や金融機関の職員等を対象とした知財セミナーの開催、知財金融シンポジウムの開催などの包括的な取組について一層の拡大を図る。また、知財ビジネス評価書を活用した融資事例等を収集分析したマニュアルを作成し、金融機関に配布する。

(短期・中期) (経済産業省、金融庁)

(知財活用に向けた人材支援)

- ・中小企業等における知財意識の向上を図るために、経営戦略における知財マネジメントに関するセミナーの開催等を通じて経営者層を含む関係者に対する普及啓発を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ビジネスモデル検討段階から訴訟対応などの権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知財マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供することにより、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成を引き続き強化・実施する。

(短期) (経済産業省) 【再掲】

《知財活用途上型中小企業に対する普及啓発活動》

(知的財産の普及活動)

- ・知的財産に馴染みのない地域中小企業に対して知的財産の活用に関する気づきを促すため、経営戦略において知財を活用した成功事例を収集分析し、周知を行う等により、知財総合支援窓口による地域中小企業に対する積極的な普及啓発活動を実施するとともに、地方公共団体、よろず支援拠点、金融機関、中小企業診断士、商工会・商工会議所などの中小企業支援関係者に対する知的財産の普及・啓発を全国的

に行う。(短期・中期) (経済産業省)

- ・地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。

(短期・中期) (経済産業省)

(下請取引における知財の取扱いの適正化の推進)

- ・「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)の内容に関する周知を行うとともに、法令違反や望ましくない取引慣行などの知財に関する事例も含めて提示した「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」や「価格交渉事例集」の周知を行い、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。

(短期・中期) (公正取引委員会、経済産業省)

《知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援の強化》

(先導的・意欲的な地域の知財活動の促進)

- ・地域における知財支援力の向上を図る活動を全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を強化する。

(短期・中期) (経済産業省)

(地域中小企業の知財活動支援の強化)

- ・中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援を強化するため、地域の中小企業等との接点となる知財総合支援窓口を担当する独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を活用し、包括的な特許情報分析やSWOT分析¹⁴を始めとする知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援を引き続き実施する。

(短期・中期) (経済産業省)

(デザイン・ブランドを活用した事業化支援の強化)

- ・地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓を支援するために、デザイン・ブランドを更に活用し、付加価値の高い商品開発、自社ブランドの構築、新分野の開拓や地域ブランドの創出など、事業化に向けた支援を一層強化する。(短期・中期) (経済産業省)

(中堅・中小企業等の標準化の推進)

- ・中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関等についての周知を引き続き進める。

(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】

¹⁴ Strength (強み)、Weakness (弱み)、Opportunities (機会)、Threats (脅威) の4つのカテゴリーで要因分析して、事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方法。

- ・中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用に向けて、知財総合支援窓口・よろず支援拠点や中小企業支援関係者等と、標準化活用支援パートナー機関との連携を促すとともに、中堅・中小企業等が、利益を確保しつつ自社の優れた技術・製品を社会に実装する取組を後押しするため、関係団体と一般財団法人日本規格協会（JSA）とが連携し、中堅・中小企業等に対して、事業戦略に応じた、標準化戦略及び知財戦略の策定・提案をワンストップで実施できる体制の構築を検討する。

（短期・中期）（経済産業省）【再掲】

- ・「新市場創造型標準化制度」や、自治体、産業振興機関、地域金融機関、及び認証機関などの幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」、地方創生交付金の活用等を通じて、地域の中堅・中小企業の優れた技術・製品の標準化を支援する。

（短期・中期）（経済産業省）【再掲】

（営業秘密管理のワンストップ支援の拡充）

- ・営業秘密管理を含む知財戦略の相談窓口及びポータルサイトにおいて、引き続きホームページ上での情報発信及び全国各地でのセミナー開催、e ラーニングコンテンツの提供など、中小企業を念頭に置いた普及・啓発を実施する。

（短期・中期）（経済産業省）【再掲】

（知財紛争処理に関する支援）

- ・中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険の整備に向けた民間の取組の周知や海外知財訴訟保険制度の自立化について引き続き取り組む。（短期）（経済産業省）【再掲】
- ・地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、情報提供業務の一環として窓口を紹介する体制や弁理士を検索できるデータベースを整備するなど、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。（短期・中期）（法務省、経済産業省）【再掲】

（戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成）

- ・弁理士が「知的財産に関する専門家」として、知的財産とビジネスの両方の視点に立って、オープン&クローズ戦略などの標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知財戦略構築の支援を行っていくための環境整備として、これらに関連する内容を含む弁理士向けのコンサルティング研修を、産業界との意見交換等により得られた意見をカリキュラムに反映する等により一層充実させるとともに、出願業務に依存した収益構造の見直しに向けた取組の強化を図る。（短期・中期）（経済産業省）

《知財活用挑戦型中小企業に対する海外展開支援の強化》

（海外展開に向けた知財支援の強化）

- ・中小企業の海外展開を知財面から支援するため、中小企業の保有する知的財産の権

利取得から権利行使・権利活用まで一貫通貫の支援のさらなる強化を図る。

(短期・中期) (経済産業省)

(専門家の海外派遣)

・海外において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備や特に中小企業等が知的財産を武器に海外展開する際の有用な情報提供のため、弁理士を海外に派遣し、必要に応じて「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用する等、現地大使館やJETROなど関係機関と連携することにより、在外における支援体制や取組の強化を図る。

(短期・中期) (経済産業省、外務省)

(海外認証取得支援)

・中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得の具体的なプロセス等に関する相談窓口の設置、情報提供セミナーの開催及びパンフレットの作成など、規制に関連した海外認証取得を支援するための取組を推進する。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】

《知的財産を活用した地域振興》

(地域における知的財産戦略の推進)

・各都道府県・政令指定都市における知財戦略の策定・改訂状況を調査し、必要に応じて支援を行う。(短期・中期) (内閣府)

・各都道府県の知財活動の活性化・レベルアップを促すため、全国9地域に配置されている地域知財戦略本部を活用して、地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携を押し進めるとともに、各地方自治体の取組の共有等を通じて知的財産の取組の強化を図る。(短期・中期) (経済産業省、内閣府)

②産学・産産連携の推進

《産学・産産連携機能の強化》

(産学官連携による共同研究の促進)

・「組織」対「組織」の大型の産学官共同研究を推進し、地方大学や中小企業も含めた我が国全体でのイノベーション創出へとつなげていくため、産学官において「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月30日)の実効性確保の取組を行うことにより、産学官連携活動の強化を図る。

(短期・中期) (経済産業省、文部科学省)

・我が国のオープン・イノベーションを加速するため、産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、産学による技術・システム改革シナリオの共同作成、そのシナリオ実現に向けた活動・体制の企画、産学共同研究・人材育成・知的財産マネジメントを官民の資金のマッチングにより実施する。(短期・中期) (文部科学省)

・地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムを形成するため、地域の技

術シーズの掘起しや域外からの優れた技術シーズの取込みを行い、地域中核企業等への事業計画の提案や地域中核企業等との共同研究の組成を行う事業プロデュースチームを地域大学に設置し、事業化プロジェクトを推進する。

(短期・中期) (文部科学省)

(ベンチャー創出支援強化)

- ・アントレプレナー教育を実施するとともに、基礎研究段階から技術シーズの用途仮説を構築し、顧客へのヒアリングを通じて用途仮説の検証を行うことにより、実用化への意識醸成を行い、起業や大学発新産業創出プログラム (START) などのイノベーション創出支援事業への移行を促進する。(短期・中期) (文部科学省)

(橋渡し・事業化支援)

- ・地域の知財シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の知財ニーズと知財シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する。

(短期) (経済産業省)

- ・大学における事業化を目指す産学連携活動を促進するため、大学に産学連携知的財産アドバイザーを派遣し、事業化を見据えた知的財産の権利化等に関する支援や知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援をする。また、公的資金が投入された研究開発プロジェクトにおける研究開発成果を事業化に結び付けるため、大学・公的研究機関等に知的財産プロデューサーを派遣し、研究開発プロジェクトから創出される知的財産の権利化等に関する支援や知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援をする。(短期・中期) (経済産業省)

- ・国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) のネットワークによって集積した全国の膨大な大学発シーズと、地域の企業ニーズとをマッチングプランナーが結び付け、共同研究から事業化までを支援する。(短期・中期) (文部科学省)

- ・地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取組を支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース (大学、協力企業、金融機関等) とのネットワーク構築を支援する。また、地域中核企業のさらなる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案／販路開拓等をハンズオン支援する。さらに、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援する。(短期・中期) (経済産業省)

(橋渡し・事業化支援人材の連携)

- ・事業プロデューサー、マッチングプランナー、産学連携知的財産アドバイザー、知的財産プロデューサーなどの橋渡し・事業化支援人材の知見を共有し、相互の連携を促す。(短期・中期) (内閣府、経済産業省、文部科学省、関係府省)

(大学等の研究成果の事業化の推進)

- ・大学・公的研究機関等の研究開発の成果を事業化に結び付けるために、産業界と大学等とのマッチングイベントの開催など産学の交流を促す取組を進める。

(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

(産学連携・産産連携の促進)

- ・大企業と連携する中小企業等を支援していくため、知財総合支援窓口において、中小企業等が大企業と連携する際の留意点や連携の過程で発生した懸念等の相談対応を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするため、知財功労賞などの表彰制度を活用するとともに、各地で行われている知財連携の好事例を共有する機会や手段を活用し、これらの取組を広く周知する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・中小企業等をはじめとする現場が抱える問題を解決し地域活性化につなげるため、大学・高等専門学校が持つ技術力やネットワークを活かし、大学・高等専門学校と中小企業等との連携を促進する。(短期・中期) (文部科学省)

《大学等の知財戦略強化》

(大学等の知財マネジメントの強化)

- ・研究開発プロジェクトの優れた成果を国内外で適切に権利化・維持するために、事業化を視野に入れる制度においては、研究成果である特許の権利化まで、一部直接経費から支出することも含め、大学における適切な知的財産予算の確保方策を検討する。(短期・中期) (文部科学省、関係府省)
- ・大学全体の知財マネジメントの高度化・自律化を促進するため、知財戦略・知財活用方針の策定、技術移転活動を積極的に行っている大学に対して、重点的に出願支援等を行う。(短期・中期) (文部科学省)
- ・大学等における知的財産関係の問題を解決し大学等の研究成果を事業化に結びつけていくため、大学等の知的財産関係の相談先である「大学の知的財産関係ホットライン」の周知を行う。(短期・中期) (文部科学省)

(研究マネジメント人材の育成・確保)

- ・大学等において研究資金の調達・管理や知財の管理・活用等をマネジメントする研究マネジメント人材を育成・確保するために、研究マネジメント人材の評価及びキャリアパス等について実態を調査し、必要な措置を講ずる。

(短期・中期) (文部科学省)

(技術移転人材育成システムの強化)

- ・マーケティングを実践し、研究開発段階から事業化段階までを一気通貫で行う技術移転人材の育成を目指し、先進的な TL0 等が全国の大学等から中核人材を受け入れ、OJT 形式で技術移転人材を育成する仕組みを構築することにより、一気通貫の技術移転モデルを全国の大学等に普及するとともに、全国の大学等と先進的な TL0 等との間に親密な技術移転ネットワークを構築する。(短期・中期) (文部科学省)

(「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の普及)

- ・大学が学生と雇用契約を締結する等によって企業等との共同研究で取り扱う秘密情報を適切に管理することを明記した「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の普及・啓発を実施する。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】

(産学連携機能評価による活動改善の促進)

- ・各大学・TL0 から産学連携活動の評価指標に係るデータを原則一元的・継続的に収集・分析し、その結果についても各大学・TL0 へのフィードバックを行うとともに、研究成果を事業化に結び付けるための指標作りについて検討する。
(短期・中期) (経済産業省、文部科学省)

(産学連携における適切な戦略策定に向けた大学の機能強化)

- ・大学が産学連携機能における自らの強み・弱みを把握しつつ、内部評価力に基づき適切な戦略を策定して実行するために、戦略策定に必要な情報収集や客観的かつ定性的な情報に基づく大学の産学連携活動に係るパフォーマンスの見える化の実施をするとともに、大学における適切な管理指標の設定を推進することで、大学の産学連携機能を強化する。(短期・中期) (経済産業省)

(活用視点による柔軟な共同研究成果取扱いの実現)

- ・大学等と企業との個別型及びコンソーシアム型の共同研究における成果の取扱いについての検討結果を関係者に周知し、本格的な産学官連携の実現に向けて、共同研究成果の柔軟な取扱いを含めた活用視点による共同研究契約の実現を促進するとともに、経営レベルでの産と学の対話を通じて産学双方のパートナーシップを強化していく。(短期・中期) (文部科学省)

(概念実証に向けた支援策の整備)

- ・大学の研究成果への民間企業・投資家の関心を高め事業化に結び付けるため、ギャップファンドの充実の検討も含め新たな研究アイデアの実現可能性を検証する概念実証 (POC: Proof of Concept) の実施を促す支援を強化する。
(短期・中期) (文部科学省)

《国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化》

(国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化)

・国の研究開発の成果を最大限事業化に結び付け、国富を最大化するため、日本版バイ・ドール制度の運用等について策定された「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(2015年5月経済産業省)も参考にしつつ、国の研究開発プロジェクトにおける知財マネジメントの状況に関する情報を収集し、必要な措置を講ずる。(短期)(内閣府、関係府省)

3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

(1) 現状と課題

天然資源の乏しい我が国にとって、知的財産こそが競争力の源泉であり、2003年の知的財産戦略本部の創設以来、知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより活力のある経済社会を実現するため、「知的財産立国」を目指すべき国家像に据えつつ、国の競争力強化のための知財戦略を進めてきたところである。そして、知財戦略を推進するあらゆる場面において鍵となるのは、それを実行する人材である。そこで、知財人材育成については、「知的財産人材育成総合戦略」(2006年1月)、「知財人材育成プラン」(2012年1月)等に基づき、従来から官民での取組がなされてきたところである。

これらの人材を育てる基盤となるのは教育である。既に「知的財産人材育成総合戦略」においても、知財教育の充実が将来の知財人材等の量・質的な拡大につながると認識され、初等中等教育から高等教育段階までの各段階で知財教育への取組がなされてきている。今や、知的財産が我が国の競争力の鍵を握る存在になる中、国民の誰しもが何らかの形で、知的財産の創造に始まり知的財産の保護・活用に至る知的創造サイクルの一翼を担いつつ、新たな価値を創出していくことが求められている。

こうした中、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(中央教育審議会平成28年12月21日)においては、グローバル化や情報化などの変化が加速度的となる中で、将来の予測がますます難しいこれからの時代に学校教育を通じて子供たちに育てたい姿として、「変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていくことができること」等が掲げられており、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力と教科等の関係を明確にし、どの教科等におけるどのような内容に関する学びが資質・能力の育成につながるのかを

可視化し、教育課程全体を見渡して確実に育んでいくこと」とされている。

これについて、2017年3月に改訂された小学校及び中学校の新学習指導要領¹⁵では、各教科等の目標や内容が構造化されており、①新たな発見や科学的な思考力の源泉となる創造性の涵養、及び、②知的財産の意義（保護・活用の重要性）の理解等の増進を、知的財産に関わる「育成すべき資質・能力」として位置付けた上で、各教科等において、発達の段階に応じて、これら資質・能力を育もうとするものである。具体的には、創造的な学習プロセスの在り方を、各教科等の特性に応じて明確化しており、例えば理科においては、事象の中から問いを見いだし、見通しをもって観察、実験等を行い、その結果を整理し考察するなどの科学的に探究する学習活動が重視されている。また、知的財産の保護のみならず活用の重要性も含めた意義の理解に向けて、例えば中学校技術・家庭科においては、「知的財産を創造、保護及び活用しようとする態度」の育成が盛り込まれた。

他方、「推進計画 2016」では、今後我が国が知財教育を推進していくにあたって求められる方向性を、以下の3点に整理している。

- ① “国民一人ひとりが知財人材”を目指した発達の段階に応じた系統的な教育の実施
- ② 社会との関わりや知識の活用を視野に入れた創造性の発展のための仕掛け
- ③ 地域・社会との協働（産学官連携による支援体制構築）の実現

これら方向性を具体化するための手段の一つとして、小中高等学校及び高等専門学校における「知財創造教育」¹⁶の全国的な普及を推進すべく、2017年1月に学校と地域社会との効果的な連携・協働を図ることを目的とした「知財創造教育推進コンソーシアム」が設置され、産学官の取組の情報共有や、将来的に各地域での構築を目指す「地域コンソーシアム」¹⁷の支援に向けた検討が開始された。

「知財創造教育推進コンソーシアム」では、以下の3点を検討課題として教育現場側と企業などの外部リソース側とが議論を行い、2020年度までに各都道府県に1以上の「地域コンソーシアム」を構築することを目標に据えている。

① 「知財創造教育」の体系化

発達の段階に応じた「知財創造教育」の在り方や教育課程における「知財創造教育」

¹⁵ 新学習指導要領は、小学校では2020年度より、中学校では2021年度より、それぞれ全面实施されることとなっている。なお、高等学校については、2017年度中に改訂予定であり、2022年度より年次進行で実施される予定。

¹⁶ 発達の段階に応じて、新たな発見や思考の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の保護・活用の重要性に対する理解の増進と態度形成を図り、もって知的財産の創造に始まり、保護・活用に至る知的創造サイクルの好循環を生み出すための人材を育む教育のこと。

¹⁷ 「知的財産推進計画 2016」に記載の施策「地域コンソーシアム（仮称）の形成」を受け、教育現場における創造性の涵養とともに、知的財産の保護・活用とその意義の理解に関する学習を支援するため、産学官の関係団体等の参画を得て、地域社会と一体となった知財教育を展開するために各地域での構築を目指すもの。

の位置付けを検討し、体系化する

②教育プログラム（題材）の収集・作成

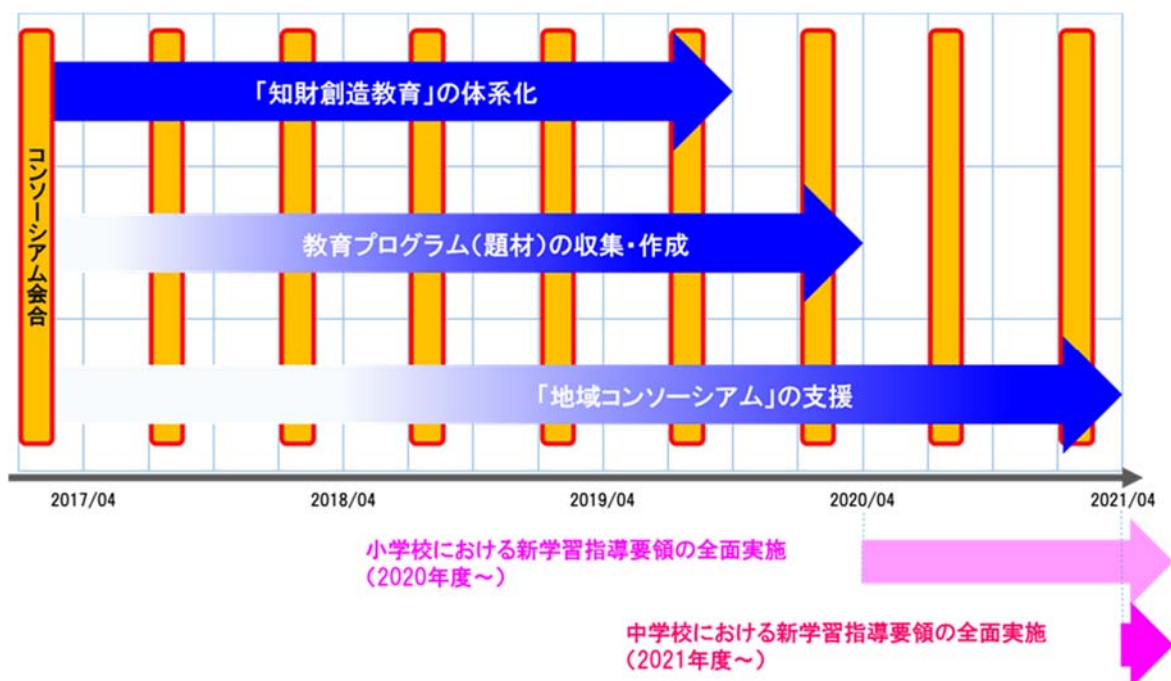
教育プログラム等の収集方法や作成方法について検討するとともに、各団体と連携して教育プログラム等を収集・作成する

③「地域コンソーシアム」の支援

「地域コンソーシアム」の活動を推進するために取り組むべき事項について検討する

「知財創造教育推進コンソーシアム」においても、前述の新学習指導要領の方向性に沿って「知財創造教育」を実施すべく、教科等間連携の推進や、教員の教育活動の支援などの具体的な取組を推進することが求められている。

【「知財創造教育」展開のイメージ】



また高等教育段階では、高等専門学校や、教育関係共同利用拠点にも認定された山口大学等における先進的な取組が知られているものの、知的財産に関する科目の全学必修化を採用する大学については、未だに山口大学に止まる状況にも鑑み、大学の幅広い学部・学科等における標準化を含めた知的財産等に関する科目の開設や、更なる充実化などの自主的な取組を、引き続き促していくことが必要である。加えて、前述の小中高等学校における「知財創造教育」の普及のためには、教職員向けの知的財産に関する教育の機会を拡充していくことも必要となる。

さらに、大学院においては、複数の知財専門職大学院が学生募集停止を表明する一方で、一部大学院では「知財のわかる経営者」の養成を標榜するカリキュラムが新設される等、大学院における知財教育の在り方は今現在、過渡期にあると考えられる。

知財専門職大学院についてのこれまでの経緯を整理した上で、今後は、近年の技術革新の著しい進展や産業構造の変化等に対応するための、社会人に対するリカレント教育という文脈で、知財専門職大学院のみならず、法科大学院、経営系専門職大学院における知財教育の在り方について、引き続き検討していく必要がある。

そして、上記のような発達の段階に応じた系統的な知財教育の推進による将来の知財人材の底上げを図るとともに、企業経営者層をはじめとする国民一人ひとりの知的財産に関する理解を向上させ、知的財産の裾野を更に広げていくため、これまでに作成された教材の効果的な活用方法の検討など、既存の取組の不断の見直し並びに一層の充実化が求められる。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、各教育段階での知財教育を進めるための学習支援体制の構築や教材等の基盤整備、また知財人材の育成方策について、関係府省において以下の取組を推進することとする。

①小中高等学校、大学等における知財教育の推進

(小中高等学校における知財教育の推進)

- ・2017年3月に告示された新学習指導要領の方向性に沿って、各学校において知的財産に関する資質・能力を育む中核的な教科を明確にする等した上で、創造性の涵養及び知的財産の保護・活用とその意義の理解の増進に向けた教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図る。(短期・中期)(文部科学省)
- ・先進的な理数教育を実施する高等学校等において、大学や企業等の知見を活用しながら、原理や法則などの知識を実社会と関わりうる形にまで具現化することができる「創造性の発展」を目指して、生徒の資質・能力を将来的な知的財産の積極的活用・事業化へとつなげる取組を併せて実施する。(短期・中期)(文部科学省)

(大学等における知財教育の推進)

- ・知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の実例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)
- ・大学等の教員養成学部において、小中高等学校において創造性の涵養や知的財産の意義の理解等の観点から教育を実施できる教員の養成を自主的に進めていくことを促す。(短期・中期)(文部科学省)
- ・標準化を担う人材基盤の拡大に向けて、大学の文科系・理科系を問わず、標準化に係る教育の拡充を図る。(短期・中期)(経済産業省)

- ・知財戦略が経営の一環を担うことに鑑み、法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実させる。(短期・中期)(文部科学省)

②地域・社会と協働した学習支援体制の構築

(「知財創造教育推進コンソーシアム」における具体的支援策の検討)

- ・関係府省、関係団体、教育現場、企業等から構成される「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各「地域コンソーシアム」に対する支援の在り方等を具体的に検討する。(短期・中期)(内閣府、文部科学省、関係府省)
- ・「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各教科等で活用可能な知的財産に関する話題も含め、教育現場に提供できる「知財創造教育」に関連する教育プログラム(題材)を幅広く集約し、広く周知する。
(短期・中期)(内閣府、経済産業省、文部科学省)

(「地域コンソーシアム」の構築促進)

- ・教育現場における創造性の涵養とともに、知的財産の保護・活用とその意義の理解に関する学習を支援するため、産学官の関係団体等の参画を得て、地域社会と一体となった「知財創造教育」を展開するための「地域コンソーシアム」の構築を促進する。(短期・中期)(内閣府、文部科学省、関係府省)

③知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備

(教材等の充実)

- ・産業財産権、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する知財教育に資する教材等を開発・普及する、民間の取組を奨励し発信する。
(短期・中期)(内閣府、関係府省)
- ・知財教育に資する教材等の在り方の調査研究において整理した、産業財産権等に関する「教材対応表」の拡充を検討するとともに、当該調査研究において開発した教材の活用を促す。(短期・中期)(経済産業省)
- ・知財に関する教材の充実の観点から、著作権法について、最新の話題も考慮した教材等の在り方を検討した上で、教材の開発・普及を行う。(短期・中期)(文部科学省)
- ・知財教育に関わる教員を支援するため、上記において開発された教材の各地域で実施される教員向け研修等での活用を促進する。(短期・中期)(文部科学省)

(知財教育プログラムの国際化)

- ・国際的な素養を身に付けるため、英語による知財関係科目の充実を促すとともに、留学生の派遣・受入れを通じた双方向の交流を推進する。(短期・中期)(文部科学省)
- ・我が国の知財システムをグローバルに展開するとともに世界の優れた知財人材を確

保すべく、英語による知財教育プログラムの実行体制の整備に向けて開発した教材類の普及・活用を図る。(短期・中期)(経済産業省)

(国民への普及・啓発と資格制度の活用)

- ・知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定など、知財関連資格の取得を推奨する。

(短期・中期)(関係府省)

- ・世界を舞台に活躍できる知財マネジメント人材の育成のため、企業の経営幹部・幹部候補、経営企画部門や事業部門の管理職等向けに開発した教材類の民間セクターへの普及・活用を図る。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

Ⅲ. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化

1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化

(1) 現状と課題

マンガ、アニメ、映画、音楽、ゲーム、放送番組などのコンテンツが、日本の魅力を海外に展開するクールジャパン戦略を牽引していくべきことは、もはや論を俟たない。コンテンツの文化的価値が持つ浸透力は、他産業における財・サービスの輸出促進、インバウンド効果、地域の魅力の発信、「日本ファン」獲得等への波及効果が大きく、2020年まで及びその先における我が国の成長を見据えたとき、コンテンツの持つ力をいかに最大化していくかが課題となる。

「推進計画 2016」において、そのためには継続的な海外展開が重要である点を確認したが、コンテンツの海外展開に向けた官民における取組は、長年の関係者の努力により、着実な進展を見せている。

政府による取組については、コンテンツの海外展開を後押しする施策が一定の成果を挙げている。映像コンテンツの海外販売における字幕・吹き替えなどローカライズや、国際見本市への出展などのプロモーションを支援する J-LOP 事業により、平成 24 年度以来、約 500 事業者が新規に海外展開に取り組むようになり、支援対象の法人等における海外売上は 2,000 億円近く増加している¹⁸。また、アジアの新興国を中心とする海外の放送局における放送枠の確保と現地ニーズを踏まえた我が国の放送番組の共同製作等への支援を行う放送コンテンツ海外展開事業における官民での取組も着実に成果を上げており、総務省の平成 26 年度補正予算分事業による ASEAN 6 カ国での経済波及効果は投入した事業費約 8.4 億円に対して、約 10.2 倍の 85.7 億円に及ぶと推計されている¹⁹。このような官民の取組により、放送コンテンツ関連海外売上高は、2015 年度に 288.5 億円（対前年度比 158.0% [106 億円増]）となり、同年度において政府の成長戦略上目標としていた数値²⁰を 3 年早く達成した。

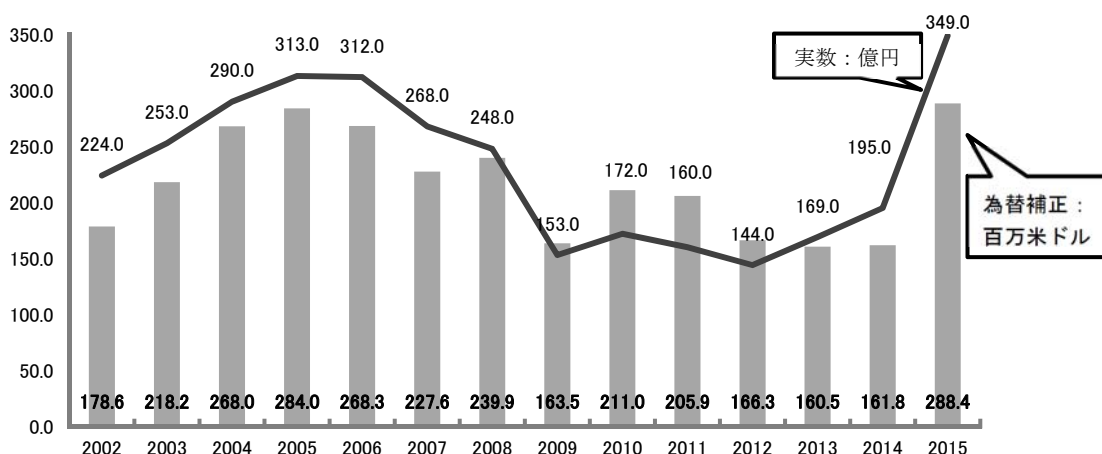
また、コンテンツ業界において海外展開の進展が著しい分野として、アニメ産業が注目される。特に 2015 年から海外売上が大きく伸長を見せており、アニメ作品の舞台となった地域へのインバウンド需要増大などの波及効果も期待されている。

¹⁸ 経済産業省「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合第 4 回資料」参照。海外売上増加は、本事業利用事業者の海外売上増加額を足し合わせたもの。

¹⁹ 総務省「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合第 4 回資料」参照。平成 26 年度補正予算分事業のうち、フィリピン、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム、ミャンマーを対象とした代表的なプロジェクト 13 件の経済波及効果について推計したもの。経済波及効果とは、事業で制作した番組の視聴者へのアンケート調査結果及び関連統計に基づき推計した「直接効果」と、直接効果を最終需要と捉え、それぞれ内訳の費目の性質に応じて誘発される生産額及び雇用者所得増加に伴う誘発効果を推計した「間接効果」を足し合わせたもの。

²⁰ 「日本再興戦略」では、「2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在（2010 年度）の約 3 倍に増加させる」との KPI を設定していた。

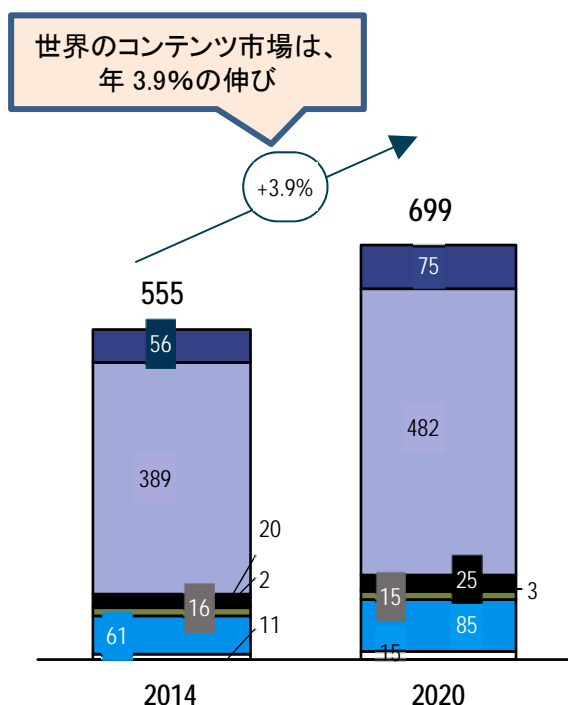
【アニメ産業の海外売上推移】



しかし、世界におけるコンテンツ産業全体を見渡したとき、日本コンテンツのシェアは、クールジャパン戦略のエンジンとしての期待に十分に及ぶ規模には至っておらず、その伸びしろは未だ多く残されている。日本を除く世界のコンテンツ市場規模は2014年において約5,552億米ドルであり、2020年には約6,993億米ドルに達すると見られている²¹。しかし、日本コンテンツの売り上げは約141億米ドルであり、海外市場全体の2.5%を占めるにとどまっている。

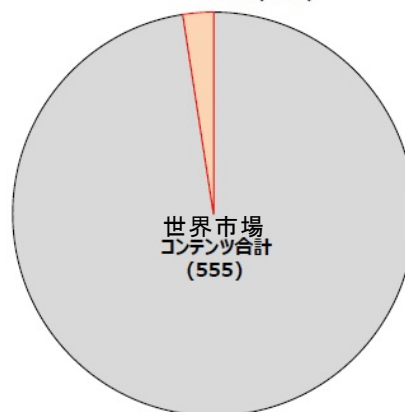
【世界（日本を除く）のコンテンツ市場】

(2014年実績、2020年予測、10億米ドル)



【世界のコンテンツ市場における日本由来コンテンツの売上シェア】

(単位：10億米ドル) 日本由来コンテンツ 2.5%(14.1)



・日本由来コンテンツの売上シェア状況は各分野ごとに異なり、マンガ(26.9%)、ゲーム(15.2%)、キャラクター(8.5%)、アニメ(4.1%)の順に大きい。

²¹ 経済産業省「コンテンツ産業の現状と今後の発展の方向性」(2016年12月、http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/)より、ローランドベルガー2015年調査。

海外において日本コンテンツのプレゼンスを更に高め、海外展開を次なるステージに押し上げるためには、以下のような理由から、より多様なコンテンツが、多様なルートを通じて海外に届くようにすることが必要であると考えられる。

海外市場は日本とは文化的背景を異にしており、人々の嗜好も国内とは異なる。そして、日本で生み出されているコンテンツの多くは国内ファン向けに最適化されており、コンテンツクリエイター達は、日本人の感性と文化的文脈による厳しい選別にさらされながら、表現を発達させてきた。それゆえ、国内のヒット作を海外市場に持ち込んでも、常に成功するとは限らない。

また、制作段階から海外市場を意識する取組も大いになされるべきであるが、海外と日本の嗜好の差異は機微なものであり、先験的に十分に把握するのは容易ではないことも指摘されている。よって、海外向けコンテンツ制作においても、多くの試行錯誤が必要となる。

他方で、国内において知名度を持たなかった思いもよらない作品が、想像外のきっかけにより、ネットメディアを通じて突如として世界的大ヒットとなる可能性も拓かれた。

これらの状況から、コンテンツの多様性と新規性をもって、海外展開を更に深化させることが必要であると考えられる。

そうした取組と並行して、国内有力コンテンツの海外展開を促進することも、引き続き重要である。

また、2015年12月に内閣府に設置された「クールジャパン官民連携プラットフォーム」によるコンテンツと異業種とのビジネスマッチングの取組を進めるとともに、同じく内閣府に昨年5月に設置された「クールジャパン拠点構築検討会」の検討を踏まえ、国内外のクールジャパン拠点の構築・ネットワーク化等により魅力あるコンテンツの持つ他の業種や地域発信への波及効果を最大化するエコシステムづくりや、その横展開を後押しする取組を推進していく必要がある。

このような取り組みを進めていくためにも、中小事業者や独立クリエイターの創作力を最大限に活かすことがポイントになると考えられる。

あわせて、クリエイターの海外人材との交流や共同制作が活発に行われることや、現地制作会社の力を活用するなど、グローバルにファンを獲得する努力も並行して行われるべきである。

また、それと同時に、海外で一定の支持を集めたコンテンツの力を最大限に発揮するため、異業種との協働や、プロモート手法の確立、契約・交渉のノウハウ蓄積など、クリエイティブ面だけでなくビジネス面での海外展開能力の強化を図ることも、引き続き重要である。

上記のような取組は、数多くの試行錯誤を積み重ねた上でなくては成功には至り得ず、一朝一夕には成果を得られない。それゆえ、官民における海外展開拡大の努力は、

リスクの許容と長期的展望の下に今後も粘り強く継続されるべきである。

同時に、これまで得られた成果と明らかになった課題については十分な検証が必要であり、その上で、必要に応じ、政府において支援の在り方についての見直しを行うとともに、業界においては組織間の連携や統合、業界慣行の見直し等を行い、我が国全体としての取組を発展・継続しなくてはならない。

なお、総務省は、前述の通り、放送コンテンツの海外展開に関する政府の成長戦略の目標を達成していることを踏まえ、2020年度を目標年限として、放送コンテンツ関連海外売上高の目標額を500億円に引き上げるとの新たな目標を本年4月に設定している。こうした目標値の達成に向けて、官民での更なる努力が期待される。

優れた才能を見出し、その活躍を後押しして育成に努めることは、海外展開のみならずコンテンツ産業の基盤強化という点においても、きわめて重要である。しかしながら同時に、天才クリエイターを計画的に生み出すことは不可能であり、才能を発揮できる機会を絶えず用意し続けるほかない。したがって、クリエイター人材発掘・育成の官民における取組は、絶えることなく継続されなければならない。すなわち、短期的な成果を徒に問うことなく、未来のコンテンツ産業の発展、我が国の文化芸術力の強化という長期的な展望に立った取組を、粘り強く続ける必要がある。

自らの能力を示すことができれば創作を続けられる、そのような展望があつてこそ、若者たちは創作者の道を志すことができる。優秀な人材が継続して活躍できる環境を作り、創作者に貢献に応じた利益還元がなされるよう、官民において改善に努めなくてはならない。

また、コンテンツ産業を担うのは、ひと握りの天才ばかりではない。制作現場をさまざまなスキルによって駆動させるスタッフクリエイター、創作活動を円滑に進めるディレクター、生み出されたコンテンツをビジネスに結びつけるプロデューサーなど、様々な役割を果たす多くの人材によって、コンテンツ産業は支えられている。

これら多様な人材について、それぞれの能力を底上するためには、コンテンツ業界内での育成の取組に加え、教育機関との連携も有効であると考えられる。内閣府に今年3月に設置された「クールジャパン人材育成検討会」の検討を踏まえ、産業界から求められる人材像と教育内容（直接的スキルから基礎教養まで）のニーズを教育機関に伝え、さらに、インターン受け入れや共同研究などの協力を積極的に行うなど、産学連携の取組が模索されるべきである。

他方で、中小コンテンツ制作会社や独立クリエイターにとっては、契約交渉や資金調達など創作活動以外の業務にリソースを割くことは、組織力の観点から困難であることが多い。しかしながら、そうした制作会社やクリエイターの創作力が、適正な商業的成果へと実を結ぶことが、今後の産業発展や海外展開促進にとって不可欠であ

る。したがって、政府や業界団体等によって、彼らに対するビジネスサポートが提供されることが求められる。

さらに、我が国のコンテンツ産業の発展のためには、新しい技術・メディアの活用も必要となる。これまでの歴史においても、コンテンツとメディアは相互作用し合いながら発展してきた。メディアの発展によってコンテンツ表現の可能性が広がること、また、新たなメディア技術の普及のためには、魅力あるキラー・コンテンツの存在が不可欠となる。

近年、拡張現実 (AR) ・仮想現実 (VR) ²²やドローン撮影、人工知能 (AI) 、コンピュータ・グラフィックス (CG) などコンテンツ表現に根本的な変化をもたらしうる技術が、グローバルな開発競争・投資競争を伴いながら²³、急速な進歩を見せている。その中であって、日本のコンテンツは国内の技術革新と軌を一にして新たな表現を生み出し続け、世界の聴衆を魅了できるようなものになることが期待される。これを現実のものとするため、例えば、コンテンツクリエイターと技術者が協働できるような開発拠点の提供のほか、革新的な表現技法を開発するベンチャーのインキュベーション、先進的な取組に対する顕彰、各種イベント等での発表機会の提供など、官民において様々な工夫をすることが求められる。

現在、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、我が国の文化芸術資源を掘り起こし地域活性化へつなげる「文化プログラム」の全国展開が推進されている。また、オリンピック・イヤーの後を見据え、「beyond2020プログラム」による全国での文化力向上の取組も進められている。コンテンツが持つイマジネーションを喚起する力、発信力は、それら全国的な取組にとって大きな推進力となることが期待されている。あらゆるジャンルの日本発コンテンツが世界でのプレゼンスを飛躍的に拡大させる絶好の機会が目前に迫っており、この機会を最大限生かすことによって、「日本ブランド」をコンテンツが牽引し、発信していくことが必要である。

海外市場への挑戦は、不確実性の高い先行投資、追加コストの上になされるものであり、得られるべき成果が侵害によって損なわれるならば、事業者のモチベーションは大きく損なわれることになる。このため、正規品等の流通促進と両輪を成すものとして、模倣品・海賊版対策が重要となる。

²² AR (Augmented reality: 拡張現実) とは、現実空間に重ね合わせて画像等を表現し、目の環境に情報を付加した体験を提供する技術。VR (Virtual reality: 仮想現実) は、仮想空間内で表現。外界からの感覚情報を遮断し、没入感のある体験を提供する。

²³ 技術開発競争が世界的にきわめて活発となっており、2016年第3四半期までの約1年間に、AR・VR開発に約23億米ドルが投資されている(2015年4月デジ・キャピタル社調査 <http://www.digi-capital.com/news/2015/04/augmentedvirtual-reality-to-hit-150-billion-disrupting-mobile-by-2020/#.V8PVxI90K9x>)。なお、そのうち8億米ドル弱は、ARベンチャーのマジックリープ社(2014年にグーグル社等による5億米ドル超の出資により設立)へのものとされている。

経済協力開発機構（OECD）の調査²⁴によると、世界の模倣品・海賊版の流通総額は、2013年は総額約4,600億ドル（約50兆円）で、世界貿易額の約2.5%に相当する。さらに、国際商業会議所（ICC）の調査によると、その規模は今後更に拡大すると予測されている。

【世界における模倣品・海賊版の今後の予測額²⁵】

項目	2013年	予測額（2022年）
模倣品・海賊版の国際取引総額	4,610億ドル	9,910億ドル
模倣品・海賊版の国内生産・消費総額	2,490億ドル～4,560億ドル	5,240億ドル～9,590億ドル
映画、音楽及びソフトウェアのデジタル著作権侵害	2,130億ドル	3,840億ドル～8,560億ドル
（内訳）映画	1,600億ドル	2,890億ドル～6,440億ドル
（内訳）音楽	290億ドル	530億ドル～1,170億ドル
（内訳）ソフトウェア	240億ドル	420億ドル～950億ドル
模倣品・海賊版総額	9,230億ドル～1兆1,300億ドル	1兆9,000億ドル～2兆8,100億ドル

このような情勢の中、我が国産業の海外展開、すなわち、海外への正規品の販路拡大や正規コンテンツの同時配信等によるその積極的な展開こそが模倣品・海賊版を駆逐する大きな力となるものであるが、同時に、これをより一層促進するため、第一に、侵害発生国・地域への働き掛けや政府間の連携・協力が重要である。特に、模倣品・海賊版の生産拠点を有し²⁶、また、近年模倣品の製造技術向上が著しい中国との関係においては、2016年6月に、日中政府間で第5回目となる日中知的財産権ワーキンググループ会合を開催し、日中における知的財産関連法制の動向や今後の知的財産戦略について確認するとともに、インターネット上の知的財産権侵害対策の強化や日中二国間のみならず第三国市場にも拡大しつつある模倣品被害に対する措置など、日中両国が協力して取り組んでいく対策等について意見交換がなされたところである。また、同年10月～11月には中国政府関係機関に対して官民合同のミッションを派遣し、知的財産権保護のための法制度整備や侵害に対する取締強化等について要請を行った。さらに、模倣品・海賊版の流通拠点となっていることが指摘²⁷されているフリー・トレード・ゾーン²⁸を有している等、模倣品・海賊版流通の経由地と指摘²⁹されている中東諸国においては、2016年9月に日本政府と、域内の一大流入国となっているサウジア

²⁴ OECD&EUIPO 「Trade in Counterfeit and Pirated Goods」 (2016年4月)

²⁵ ICC (BASCAP) and INTA 「THE ECONOMIC IMPACTS OF COUNTERFEITING AND PIRACY」 (2017年2月)

²⁶ 経済産業省（政府模倣品・海賊版対策総合窓口）「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」(2016年7月) 12頁

²⁷ 前掲 OECD 調査

²⁸ 自由貿易地域。輸出入を迅速に処理するために、規制が緩やかに運用されている。これを悪用して、模倣品・海賊版の保管、再輸出、さらには、組立や違法ラベルの貼付などの製造行為も行われている。

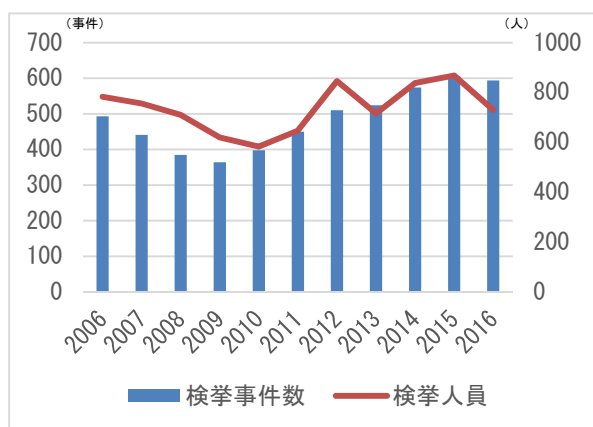
²⁹ 前掲経済産業省年次報告 14頁

ラビア政府との間で模倣品対策に係る協力覚書が交換され、また、2016年12月に、アラブ首長国連邦（UAE）の反不正商品法³⁰が改正され、フリー・トレード・ゾーン内の模倣品の取締り等について明文化される等の進展があったところである。

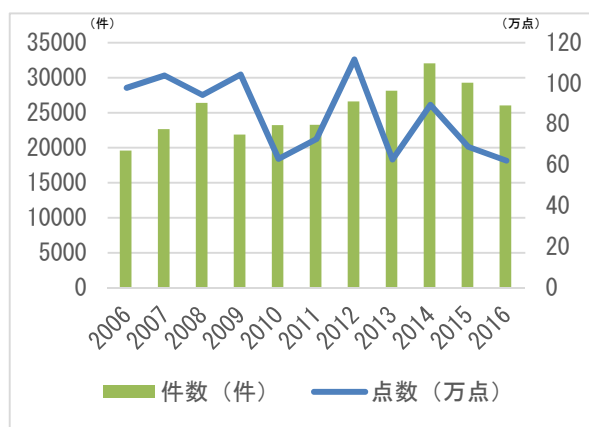
その他の侵害発生国・地域も含め、今後もハイレベルでの政府間協議を継続するとともに、侵害の実態に即した対応を行うために、各省庁・各機関がより一層連携を強化していくことが必要である。

第二に、模倣品・海賊版撲滅のためには、国内及び水際での取締り、そして、国民への啓発活動など、我が国国内での対策も重要である。警察による知的財産権侵害事犯の検挙事件数は近年増加傾向にあり、また、税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は10年連続で2万件（5年連続で2万5千件）を超える状況で推移しているが、後述のとおり、インターネット上の模倣品・海賊版の流通が急増していることに鑑みると、流通・流入を極小化すべく引き続き取締りを強化していかなければならない。そして、政府における模倣品・海賊版撲滅キャンペーン等、各省庁・各機関が行っている国民への啓発活動については、「模倣品・海賊版を買わない」という意識をより一層向上していく必要があるとともに、「インターネット上の海賊版（侵害コンテンツ）にアクセスしない」という点についても、国民の意識を更に醸成していくことが必要である。

【知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移³¹】



【知的財産侵害物品の輸入差止実績³²】



第三に、近年デジタル・ネットワークの発達により拡大している、インターネット上で流通する模倣品・海賊版への対策が重要である。インターネット上では、違法にブランド商標等を付した製品や違法にコンテンツが複製された記録メディアなどの「有体物」の模倣品・海賊版や、ユーザー投稿ウェブサイト等に違法にアップロードされた映画やマンガなどの「オンライン上」の海賊版（侵害コンテンツ）があるが、

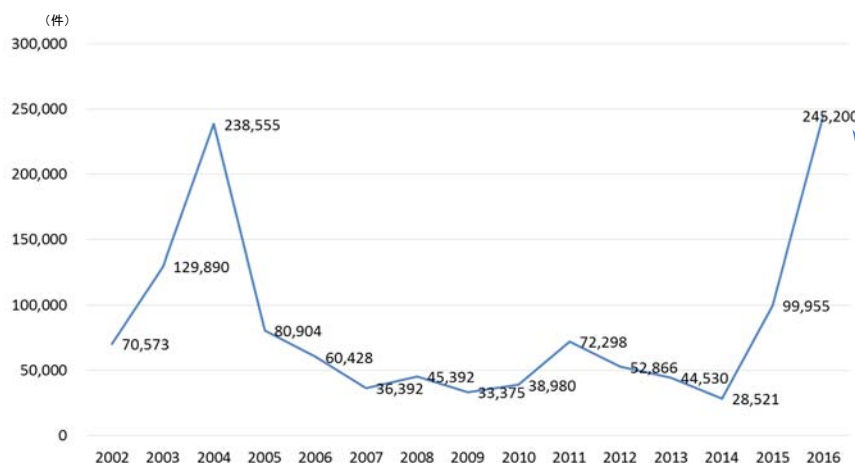
³⁰ アラブ首長国連邦（UAE）における、粗悪品、欠陥品、模倣品の輸出入、再輸出、製造、販売、提供、販売を目的とした所有、保管、貸付、宣伝、取引などの不正商品取引を取り締まる法律。

³¹ 警察庁「平成28年における生活経済事犯の検挙状況等について」（2017年3月）

³² 財務省「平成28年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」（2017年3月）

前者については、ECサイト（電子商取引サイト）、インターネットオークションサイトでの流通が確認されてきたところ、スマートフォン上でフリーマーケットのようにCtoCで売買ができるモバイルアプリ（いわゆる、「フリマアプリ」）の台頭に伴い、当該アプリを利用した模倣品の流通が急増しており、その対策が急務である。

【CtoCサイトにおける削除依頼件数の推移³³】



また、後者については、各権利者（団体）における違法アップロードされたコンテンツのサイト運営者等に対する削除要請、侵害者に対する権利行使といった直接的な対策、或いは、警察による取締りが行われているが、侵害コンテンツは急速かつ世界的に、そして複雑かつ巧妙に拡散することに鑑みると、権利行使などの直接対策に加えて、広告出稿抑止などの侵害ウェブサイトの運営を困難にさせる対策、あるいはリーチサイト³⁴などネットワーク技術に対応した対策などの周辺対策について、実施に向けた検討を含めた取組の一層の強化が必要である。検証・評価・企画委員会においても、侵害ウェブサイトへの収入源を断つ広告出稿抑止対策が有効であるとの意見や、侵害コンテンツに対する根本的な解決手段として、我が国においてもサイトブロッキング³⁵を導入すべきとの意見があり、また、2016年12月に検証・評価・企画委員会の下に設置された「映画の振興施策に関する検討会議」の報告書（2017年3月）においても、リーチサイトに対する法制面での対応を含めた制度の整備等について、政府としての対応を更に強化していく必要があると指摘されている。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、コンテンツの海外展開やコンテンツとそれ以外の分

³³ （一社）ユニオン・デ・ファブリカンからのヒアリングに基づく（同法人が信頼性確認団体として、権利者より発せられた削除依頼の内容を確認した際に把握した数値）。

³⁴ 侵害コンテンツ本体を検索されにくくする一方で、消費者を侵害コンテンツに誘導するためのリンクを集めて掲載するサイト。

³⁵ インターネット利用者がインターネット上のサイトやコンテンツにアクセスしようとする際、インターネットサービスプロバイダ（ISP）等が閲覧を強制的に遮断する措置。

野の連携、人材育成や模倣品・海賊版対策を含むコンテンツ分野の産業基盤整備のための方策について、関係府省において以下の取組を推進することとする。

①継続的なコンテンツ海外展開に向けた取組

(海外展開のためのコンテンツの制作・発信・プロモーション)

- ・日本コンテンツの海外展開を促すこれまでの支援施策に加え、質量ともに深化した海外展開を実現するために、企画段階から海外市場を念頭に置いたコンテンツ製作・プロモーションのための環境整備や、コンテンツと観光・ものづくりなどの異分野連携を促進する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・クールジャパン機構が出資する映像ローカライゼーション事業等を通じて、ローカライズ、映像編集、販路開拓機能を一括して提供する基盤を整備し、世界各国での日本コンテンツの放送・配信を促進する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭など国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進する。(短期・中期)(文部科学省、外務省)

(放送コンテンツの継続的な発信による浸透)

- ・日本の文化、伝統、技術、産業、地方の魅力等をわかりやすく伝え、我が国の国家戦略であるインバウンドの拡大、クールジャパン、地方創生等に寄与する観点から、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)とも連携しつつ、日本の魅力を伝えるコンテンツの制作や、継続的に発信する取組を支援するほか、こうしたコンテンツの制作技術や発信技術の高度化を支援する。なお、これまで事業を実施してきたASEAN諸国等以外の欧米などの地域においても、どのような展開方策が有効か検討する。(短期・中期)(総務省)
- ・株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)を活用し、我が国の事業者による海外での放送事業を支援するとともに、クールジャパン機構を活用し、我が国の生活文化の特色を活かした魅力ある商品又は役務の海外需要開拓を行う事業を支援することを通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進する。
(短期・中期)(総務省、経済産業省)
- ・訪日プロモーション事業において、放送コンテンツの海外展開など日本コンテンツの普及に資する事業を実施する。(短期・中期)(国土交通省)

(市場性が低い国における日本コンテンツの露出)

- ・在外公館や独立行政法人国際交流基金の海外事務所等が現地での文化事業などの機会を活用し、我が国の多様な魅力を発信する日本コンテンツの普及に資する事業を実施する。(短期・中期)(外務省)
- ・日本文化の発信と将来的な商業展開への基盤整備のため、広範な層に対して影響力

のある映像コンテンツについて、相手国のニーズも踏まえつつ、外務省と独立行政法人国際交流基金が主体となり、途上国等のテレビ局に対し素材を提供し、テレビ放送を実施する。(短期・中期) (外務省)

(権利処理の円滑化)

- ・権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。あわせて、2017年度に既存の権利情報を統合し新たなデータベースを構築するための実証事業を実施するとともに、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築に係る検討を実施する。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)【再掲】

(海外展開に関するコンサルティング機能強化及び商談機会の提供)

- ・独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO)、在外公館などの在外機関を活用し、現地企業、関係者の紹介や現地事情の情報提供など、引き続き相談対応を実施する。また、JETRO 等が中心となって、海外展開を目指す中小企業等に対し、海外見本市出展及び海外バイヤー招へいによる商談機会の提供を引き続き支援する。

(短期・中期) (外務省、経済産業省)

- ・J-LOP 事業などこれまでの海外展開事業等を通じて蓄積された知見を踏まえ、海外展開を考えている企業等への助言・情報提供を通じ、海外展開を促進する。

(短期・中期) (経済産業省)

(海外市場情報の共有)

- ・海外市場のニーズに合致したコンテンツ海外展開を更に促進するため、政府支援を受けて実施する事業の展開国については、現地市場について情報収集・分析を行うとともに、情報提供者が了承する範囲においてこれらの情報を公開する。

(短期・中期) (総務省、経済産業省、外務省)

- ・コンテンツ海外展開による経済効果を捕捉するため、民間とも連携しつつ、把握の方法について検討する。(短期・中期) (総務省、経済産業省、関係府省)

(戦略的な日本文化の発信)

- ・芸術家・文化人等を「文化交流使」に指名し、海外に一定期間滞在して我が国の文化に関する講演や実演等を行う活動や、海外の芸術家等が国内に滞在して制作活動や地域と交流する取組 (アーティスト・イン・レジデンス)、諸外国で発信力の高い外国人を招へいし日本文化を自国民対象に発信してもらう等、国際文化交流事業を強化し、我が国の魅力ある文化芸術の海外への発信と、特に中国、韓国といった東アジア諸国を中心としつつ様々な国の文化関係者による国境を越えた交流・協働を戦略的に推進する。(短期・中期) (文部科学省)
- ・日本から世界に広がるマンガ文化を通じて国際交流と相互理解の輪を広げるために、

海外でマンガ文化の普及に貢献する漫画作家に「日本国際漫画賞」を授与し顕彰を行う。あわせて、受賞者を日本に招き、日本の漫画家との意見交換や出版社等への訪問、地方視察等を行う。(短期・中期) (外務省)

②コンテンツと非コンテンツの連携強化

(異分野と連携しての海外展開強化)

- ・コンテンツが異分野事業と一体となって海外展開することにより、海外における日本ファン、訪日観光旅客の増加など、期待される様々な分野への波及効果を最大限発揮させるため、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」におけるマッチングフォーラムやセミナーの開催等を通じて、官民や異業種間の連携を促進する。(短期・中期) (内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、関係府省)
- ・同プラットフォームの下、アニメなどのポップカルチャーから文化芸術、食文化等までの幅広い我が国の魅力を効果的に発信するとともに、文化産業を含めた新たなクールジャパン関連産業を創出する観点から、各地においてクールジャパン拠点の構築を目指す民間の取組を後押しするとともに、こうした拠点間のネットワーク化に取り組む。(短期・中期) (内閣府、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

③クリエイターの創造環境整備 (コンテンツ創出とビジネス展開を担う人材の育成とそのための製作機会の提供、適正な利益還元促進等)

(コンテンツ産業の基盤人材の育成)

- ・コンテンツを含むクールジャパン産業に求められる人材像を明確化した上で、プロデューサー、クリエイター、高度経営人材などクールジャパン関連産業に求められる人材を育成するためのプログラム策定支援や産業ニーズを踏まえた実践的な高等教育の仕組み作り、地域の魅力や新たなブランドをプロデュースし海外に展開できる人材の育成や効果的活用、外国人材の活用・集積に向けた検討の具体化等、クールジャパン人材の育成・集積を戦略的に推進するための環境整備に取り組む。(短期・中期) (内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省)
- ・専修学校がコンテンツ産業界等と連携して、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行うなど、企業・業界団体等のニーズに対応した人材育成を推進する。
(短期) (文部科学省)
- ・実演家やアーティストについて、国際的に通用する人材として育成するために、海外に派遣し、研修する機会を引き続き提供する。(短期・中期) (文部科学省)
- ・若手クリエイターの創作活動を支援することにより、次世代のメディア芸術分野を

担うクリエイターの水準向上を図るとともに育成環境を整備する。また、海外の優れたクリエイターを招へいし、メディア芸術分野における国際交流を推進するとともに、交流機会を通じた国内クリエイターの育成を促し、もって我が国のメディア芸術水準の向上と発展に資する。(短期・中期)(文部科学省)

- ・クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、現地における日本コンテンツの海外展開を支える人材育成プラットフォームを構築する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・留学生を含む海外の日本コンテンツファン等と協同したマーケティングやプロモーションの方策について検討する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・国際共同製作の促進等の観点から、海外の放送局等を対象に放送番組制作能力や発信技術の向上のための研修を実施する。(短期・中期)(総務省)
- ・セミナー等の開催や海外スタジオでのインターンシップ等の機会を提供することにより、共同製作等の担い手として国際的に通用するプロデューサー人材の育成を支援する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・クリエイターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子供の頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子供たちの発想力やコミュニケーション能力を養い、将来のクリエイターの育成を図る。(短期)(文部科学省)

(若手クリエイターの育成・発表機会の提供)

- ・アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会などの発表機会の提供を引き続き実施する。(短期・中期)(文部科学省)
- ・アニメーション、マンガ、ゲームなどのメディア芸術分野のクリエイターの育成のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭受賞作品等の展示支援等を行う。(短期・中期)(文部科学省)

(製作機会を創出するための資金調達支援)

- ・官民ファンドの活用等により、特に資金需要の強い企画開発や製作段階においてリスクマネーを供給する方策を検討する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・我が国コンテンツの海外展開を促進するための多様な資金調達につき、法制・会計等の観点からの専門家による支援の在り方を検討する。(短期・中期)(経済産業省)

(コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化)

- ・コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイター等の就労環境の改善・向上の重要性にも鑑み、取引適正化に関するガイドラインの普及・啓発を進める。

(短期・中期)(公正取引委員会、総務省、経済産業省)

- ・業界団体と連携しつつ、下請ガイドラインの普及啓発のためのセミナーを行う等により取引適正化に努める。(短期・中期)(経済産業省)

(インターネットを活用した放送コンテンツの提供の検討)

- ・コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討する。(短期・中期)(総務省、文部科学省)

(制度的な課題等についての検討)

- ・コンテンツ産業の基盤の強化を図るため、資金調達に係る課題、製作委員会方式に係る課題及びその他課題について検討し、海外における公的助成の状況も踏まえ、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(金融庁、経済産業省、関係府省)

④新技術によるコンテンツ表現開発の促進

(先進的なコンテンツ技術の活用・普及支援)

- ・AR・VR やドローン、AI などの先進的なコンテンツ技術を活用した地域活性化に資するコンテンツ制作を支援するとともに、先進的なコンテンツ制作・表現技術に係る最適な活用手法を取りまとめ、普及を行う。(短期・中期)(経済産業省)

⑤模倣品・海賊版対策

(正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策)

- ・海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえで、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等を実施し、侵害発生国・地域での模倣品・海賊版対策を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、総務省、財務省、外務省、農林水産省)
- ・侵害発生国・地域政府との関係を強化し、海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。(短期・中期)(財務省、経済産業省、文部科学省、法務省)
- ・海賊版対策を含め著作権制度の環境整備を進めるため、世界知的所有権機関(WIPO)及び二国間協力の枠組みを活用し、著作権集中管理制度整備のための研修やセミナーの実施、著作権セミナーなどの普及・啓発活動を推進する。

(短期・中期)(文部科学省)

- ・ASEAN域内における、我が国コンテンツの著作権侵害発生国等に対して、著作権集中管理団体の育成、海賊版対策の強化など、著作権の適切な利用と正規品流通のた

めの環境整備支援を強化する。(短期・中期)(文部科学省)

- ・海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。
(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、外務省)

(国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施)

- ・関係機関、権利者との連携強化により、模倣品・海賊版の違法な国内流通に対する国内取締りや、小口化・分散化が進む知財侵害物品の水際取締りを一層強化する。
(短期・中期)(財務省、警察庁)
- ・模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、容認しないという国民の意識の更なる向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期)(財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省、農林水産省、消費者庁)

(インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策)

- ・インターネット上の海賊版対策については、オンライン広告対策の民間における検討体制の運用について支援するとともに、リーチサイト対策、サイトブロッキングに係る課題の検討など、全体的な取組について関係府省が連携しつつ、引き続き検討を行う。(短期・中期)(内閣府、関係府省)
- ・リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ、法制面での対応を含め、具体的な課題の検討を加速化させる。(短期・中期)(文部科学省)
- ・オンライン広告対策については、民間の検討体制の運用に対する支援など、具体的な対応を進める。(短期・中期)(経済産業省)
- ・フリマアプリなどのプラットフォーマー、インターネットサービスプロバイダ(ISP)や各権利者等との連携を深めるとともに、民間の取組を支援することにより、インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策の実効性を高める。
(短期・中期)(経済産業省、総務省)

2. 映画産業の振興

(1) 現状と課題

前述のとおり、マンガ、アニメ、映画、音楽、ゲーム、放送番組などのコンテンツは、クールジャパン戦略を牽引する役割を期待されている。中でも、映画は、原作・音楽・アニメなどの要素を含む総合芸術として波及効果が大きく、また、財・サービスの輸出先導役や日本文化の紹介役として、クールジャパン戦略や観光立国などの国家戦略の牽引役としての期待が高い。

我が国映画産業は、約 2,000 億円規模の市場規模を有しており、長らくアメリカに次ぐ世界第二位の市場として、世界マーケットの中でもその存在感を示してきた。近年、台頭する中国市場にその地位を明け渡すこととはなかったが、2016 年には過去最高の 2,355 億円の興行収入を記録し、また、映画館への入場者数が 42 年ぶりに 1 億 8,000 万人台を回復するなど、改めて映画の持つ力が注目を集めることとなった。

こうした状況を背景に、知的財産戦略本部では、検証・評価・企画委員会の下にタスクフォースとして「映画の振興施策に関する検討会議」を設置し、映画の基盤強化を更に図るための方策について議論を行った。その取りまとめを踏まえ、課題と今後の方向性を整理すると、以下のとおりである。

<映画製作の基盤強化を巡る現状と課題>

我が国における日本映画の製作支援としては、文化庁が実施する「日本映画製作支援事業」があり、優れた日本映画の製作活動に対する支援として、毎年約 4～5 億円程度の支援を実施している。同支援事業の支援作品として、海外も含めて興行的に成功した作品にも助成を行っており、日本映画の振興という意味で一定の成果を出している。

中小制作会社・クリエイターといった「挑戦者」「次なる担い手」への創作機会を担保することは、「日本映画」の魅力を維持・強化していくために極めて重要な視点である。この点、我が国においては、現状、中小制作会社・クリエイターが自ら資金調達を行い映画等の製作を行う機会が少なく、その多くが製作委員会からの下請けに甘んじていると言われる。この点、フランスなど諸外国においても、海外展開など流通フェーズの支援のみならず、企画開発段階・製作費についても相当程度の支援を行っているところであり、我が国における支援策についても、改めて政府として制作領域への更なる支援の強化を検討する必要がある。

同時に、中小制作会社・クリエイターの創作機会の付与の観点からは、資金調達手法の多様化を図っていくことも重要な視点である。昨今、クラウドファンディング³⁶や海外配信事業者からの資金調達など、新たな資金調達を行う動きも出てきている。民間側ではこうした新たな出資者を取り込むといった継続的な挑戦が期待されるとともに、政府においては事業者がこうした取組を行う際の税制・会計、投資関連法制といった制度整備や、特に中小制作会社に対して、多様な資金調達方法を後押しする方策を検討していく必要がある。

製作支援・資金調達に関する対応方策に関しては、従来の助成型資金の拠出のみならず官民ファンドを活用した資本性資金の供給など様々なメニューが考えうる。諸外

³⁶ オンラインサイトを通じて、不特定多数の法人・個人の資金提供者から比較的少額の資金を集める手法。リターンの種類によって、購入型や投資型の類型に分けられ、購入型クラウドファンディングは資金提供者が代金を前払いし、実行者は完成した商品を届ける仕組み。投資型クラウドファンディングは実行者との匿名組合契約に基づいて出資するものであり、実行者は資金提供者へ事業収益を分配する仕組み。

国においても、新人発掘等を目的とする助成制度と、ある程度実績のある監督・プロデューサー等に対する助成制度を分類して制度設計を行っている国もある。我が国においても、新人あるいは芸術性の高い作品に資する助成制度のメニューの充実と、一定程度実績のある者に向けたリスクマネーの供給といった仕組みの構築の双方の検討を進め、全体として途切れがなく、監督・プロデューサー・中小制作会社といった「挑戦者」が自らのステップアップを想定しうる制度整備を総合的に図っていく必要がある。

さらに、我が国の日本映画の魅力を維持・向上していく上での基盤整備としては、人材育成も極めて重要な課題である。人材の育成には一定の時間を要し、また、コンテンツ業界はその多くが中小規模の会社であること等に鑑みると、中長期的視野に立った人材育成への投資は、個社レベルでは限界がある。こうした中長期的な人材育成策については、引き続き政府に一定の役割が期待されるとともに、現場と高等教育機関との連携強化による裾野の拡大を図るため、政府において、産業界において望まれる人材像の明確化と求められる教育内容について検討していくことも有効と考えられる。

<映画の海外展開を巡る現状と課題>

日本国内の基盤整備を図り魅力ある作品を生み出すことにより、更に国内市場を拡大する余地がある一方で、中長期的視野に立てば、我が国人口の減少に伴い、市場そのものが縮小していくことが懸念される。魅力的な作品作りを維持・強化していくためには、海外市場を含めたマーケットの拡大を図り、十分な製作資金を回収できるための市場規模を維持していく必要がある。

日本映画の海外展開とそれによる海外市場獲得については、基本的には、民間側の案件の積み重ねに委ねられるが、他方で、質的・量的拡大を抜本的に図っていくためには、新たな市場開拓の基盤づくり、規制への対応、海賊版対策など政府に求められる役割も大きい。こうした観点から、既に、政府として実施している文化交流事業や、政府間対話、国際共同製作支援・プロモーション促進等を、民間での取組の後押しとなる施策として継続実施していくことが求められる。

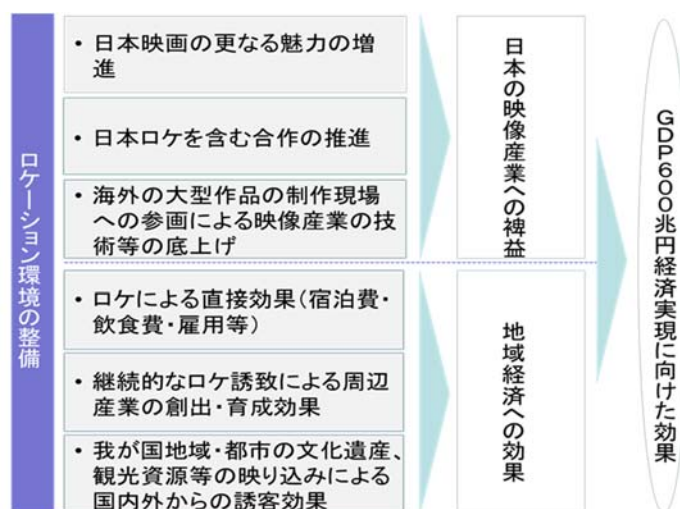
また、海外展開を抜本的に強化していくにあたっては、権利関係の管理・交渉コストを低減するため、当初より海外展開を目指すコンテンツについては、製作段階から権利を一元管理するといった工夫も必要となる。民間側では、こうした取組が進むことが期待されるとともに、政府としてこれを後押しするため、資金調達の多様化を促すための基盤整備を行うことが有効である。特に、中小制作会社が海外展開を行う場合や海外から資金調達を行う場合には、契約慣行の違いや相手国の関係法令等の理解不足により思わぬトラブル等が起こる事も想定される。海外展開を支援する既存の施策に加え、更なる海外展開の促進に向けて課題の整理やノウハウの共有等を強化していく必要がある。

<ロケーション支援を巡る現状と課題>

我が国における映画・TV等の撮影に関しては、各地方自治体等において、フィルムコミッションが設けられ、映像製作者の撮影支援を行うことによって、地域活性化に繋げる目的で活動を行っている。このようなフィルムコミッションは2000年以降増え続け、直近では、全国で約300のフィルムコミッションが活動を行っている。こうしたフィルムコミッションの活動により、我が国都市・地域での撮影が、円滑に進む地域が増えてきている一方で、日本国内での映像作品の撮影環境については、必ずしも他国と比べて充実しているとは言えず、日本原作や日本を舞台にした海外作品についても結果的に諸外国で撮影されることが多いとの指摘がある。

この点について、諸外国においては、ロケ撮影に関する許認可の一元的な対応や、海外作品のロケーション誘致を目的とした優遇措置等を設け、積極的に大型作品等の誘致を図っている国もある。そのような国においてロケの誘致を積極的に行っている目的としては、海外作品の誘致を推進することによる外貨の獲得や雇用創出を通じた地域振興、国内映像コンテンツ産業の育成、インバウンドの促進等が挙げられる。我が国においても、国内外の映像コンテンツのロケーション環境の整備を図り、地域でのロケを推進することによって、我が国映像産業への効果及び地域経済への効果が期待できる。

【ロケーションの環境整備により期待される効果】



こうした我が国経済への効果に鑑み、ロケ撮影の促進を通じて、映像産業の底上げ・地域経済への裨益といった好循環を促すべく、我が国においても、ロケーション支援の強化を図っていく必要がある。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、映画産業の基盤強化や海外展開の拡大のための方策について、関係府省において以下の取組を推進する。

①映画産業の基盤強化のための取組

(既存の助成制度等の拡充・強化)

- ・日本映画の支援について、中小制作会社・クリエイターが生み出す優れた映像の支援の強化を一層図るため、企画開発支援や大規模作品への支援など既存の支援制度のメニューの多様化を検討する。また、複数年度に亘る支援や、申請書類の簡素化などの制度改善を図る。(短期・中期) (文部科学省)
- ・新進的な映画を興行につなげていくための支援のあり方について検討を行うとともに、海外での日本映画祭開催及び日本映画上映機会の維持・強化を図る。(短期・中期) (文部科学省、外務省)
- ・諸外国の映画に関係する助成制度等を踏まえ、政府の支援制度の在り方について課題を整理する。(短期・中期) (内閣府、関係府省)
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、インバウンドの取り込みを積極的に図るため、外国人対応のための映画上映の支援の検討を行う。(短期・中期) (文部科学省、関係府省)

(資金調達が多様化)

- ・中小制作会社等の海外展開促進に向け、最適な資金調達手法の確立を目指し弁護士・会計士による資金調達のサポートに係る検証事業を実施し、相手国の関連法制や、資金調達にあたってのビークル(組織体)の選択、スキームの構築、契約における留意点等を明確にする。検証事業で得られた成果に基づき、広くそのノウハウの共有を図る。(短期・中期) (経済産業省)
- ・コンテンツ事業における資金調達時の金融商品取引法の適用関係について、ガイドライン Q&A の作成・周知を通じて明確化し、必要な資金調達のための環境整備に取り組む。(短期・中期) (金融庁、経済産業省)
- ・中小制作会社・クリエイター等への資金供給を図り多様な映像コンテンツの制作機会を担保するため、官民ファンドの活用等により、特に資金需要の強い企画開発や製作段階においてリスクマネーを供給する方策を検討する。(短期・中期) (経済産業省、関係府省)

(人材育成)

- ・コンテンツを含むクールジャパン産業に求められる人材像を明確化した上で、プロデューサー、クリエイター、高度経営人材などクールジャパン関連産業に求められる人材を育成するためのプログラム策定支援や産業ニーズを踏まえた実践的な高等教育の仕組み作り、地域の魅力や新たなブランドをプロデュースし海外に展開できる人材の育成や効果的活用、外国人材の活用・集積に向けた検討の具体化など、クールジャパン人材の育成・集積を戦略的に推進するための環境整備に取り組む。(短期・中期) (内閣府、関係府省) 【再掲】

- ・専修学校がコンテンツ産業界等と連携して、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行うなど、企業・業界団体等のニーズに対応した人材育成を推進する。(短期)(文部科学省)【再掲】
- ・セミナー等の開催や海外スタジオでのインターンシップ等の機会を提供することにより、共同製作等の担い手として国際的に通用するプロデューサー人材の育成を支援する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】
- ・ワークショップや実際の短編映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れの支援を行う。(短期・中期)(文部科学省)

(フィルムアーカイブの強化)

- ・映画フィルムのアーカイブ強化を目的とし、収集・保存・活用の観点からフィルムセンターの機能強化を図り、日本映画の国内外への発信力を強化する。
(短期・中期)(文部科学省)

②海外展開の質的・量的拡大に向けた取組

(市場開拓や海外市場における裾野拡大のための支援)

- ・産業的及び文化的な国際発信が効果的に展開できる国に向け、市場開拓や裾野拡大を図ることを視野に入れ、日本映画の海外映画祭への出品支援や、アジア諸国における日本映画の上映事業などの文化交流事業等を継続実施する。
(短期・中期)(文部科学省、外務省)
- ・日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へいなど芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。(短期・中期)(外務省)
- ・日本コンテンツの海外展開支援を促すこれまでの支援施策に加え質量ともに深化した海外展開を実現するために、企画段階から海外市場を念頭に置いたコンテンツ製作・プロモーションのための環境整備や、コンテンツと観光・ものづくりなどの異分野連携を促進する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】
- ・中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭など国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進する。(短期・中期)(文部科学省、外務省)【再掲】
- ・映画、音楽、アニメなど日本を代表するコンテンツが一堂に会する国際見本市事業等を通じ、海外展開に意欲的な企業との商談を促進する方策を検討する。
(短期・中期)(経済産業省)

(海外市場の環境整備)

- ・我が国と相手国との国際共同製作映画について、大規模な共同製作に対応するため、補助上限額の引き上げや、複数年度に亘る助成について柔軟な対応を図るとともに、引き続き映画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保を図る。また、中国との国際共同製作協定の交渉を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を行う。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、外務省、関係府省)

(海賊版対策の強化)

- ・海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえで、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等を実施し、侵害発生国・地域での海賊版対策を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、総務省、財務省、外務省)

(海外展開を支える国内の環境整備)

- ・J-LOP事業などこれまでの海外展開事業等を通じて蓄積された知見を踏まえ、海外展開を考えている企業等への助言・情報提供を通じ、海外展開を促進する。

(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

- ・中小制作会社等の海外展開促進に向け、最適な資金調達手法の確立を目指し弁護士・会計士による資金調達のサポートに係る検証事業を実施し、相手国の関連法制や、資金調達にあたってのビークル(組織体)の選択、スキームの構築、契約における留意点等を明確にする。検証事業で得られた成果に基づき、広くそのノウハウの共有を図る。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

- ・中小制作会社・クリエイター等への資金供給を図り多様な映像コンテンツの制作機会を担保するため、官民ファンドの活用等により、特に資金需要の強い企画開発や製作段階においてリスクマネーを供給する方策を検討する。

(短期・中期)(経済産業省、関係府省)【再掲】

③ロケーション支援の強化に向けた取組

(撮影環境の改善に向けた取組)

- ・我が国における映画のロケ等の環境整備を図ることを目的として、官民及び有識者を集めた連絡会議を設置し、ロケ撮影に関係の深い許認可に係る最新情報の共有、許認可取得にあたっての優良事例の整理とノウハウの共有化等を実施する。また、連絡会議と並行して、具体的に国内外の作品を対象とし、ロケーション支援の実証を行うとともに、これを通じて、支援フローの構築を図る。

(短期・中期)(内閣府、関係府省)

(海外作品の誘致の強化)

- ・諸外国の海外作品誘致に関する制度・経済波及効果等の調査を実施するとともに、海外製作者に魅力のある都市部における撮影環境の現状及び海外製作者のロケ受け入れに係る諸課題の整理を行う。(短期・中期)(内閣府、関係府省)
- ・映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、我が国各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、国内外への発信を更に強化する。(短期・中期)(文部科学省)
- ・インバウンド観光促進の観点から、地域の観光資源の取材を通じて海外で我が国各地の魅力が発信されるよう、海外メディアの招へいを行う。また、インバウンド促進に資する海外の映像作品の誘致を視野に入れた海外製作者向けロケハン支援の在り方を検討する。(短期・中期)(国土交通省)

(映像コンテンツを活用した地域振興等の促進)

- ・ロケ受け入れを契機とした観光地域づくりやシティプロモーションを支援するため、ロケツーリズムに取り組む全国各地をネットワーク化し、ロケ誘致から観光客向けの情報発信までのノウハウのマニュアル作成を支援する。(短期・中期)(国土交通省)

3. デジタルアーカイブの構築

(1) 現状と課題

我が国の様々なコンテンツをデジタルアーカイブ化していくことは、分野・地域を超えた「我が国の知」を集約することを可能とするものであり、学術研究・教育・防災・ビジネスへの利活用が期待できることに加え、海外発信機能を付加・強化することにより、インバウンドの促進や海外における日本研究の活性化にもつながりうる。

我が国においては、国立国会図書館による書籍等分野の取組や文化庁(文化遺産オンライン)による文化財分野の取組など分野ごとにデジタルアーカイブの構築が進められてきており、一定の充実を見つつある。その一方で、分野横断的なアーカイブの連携や海外発信を含めたその利活用に関する取組は、欧米諸国と比較しても十分とは言えない。

このような状況下、我が国全体でデジタルアーカイブの構築とその利活用を推進するため、「推進計画 2016」において、①分野横断的な連携を可能とする基盤(統合ポータル)の構築を始めとする「アーカイブ間の連携・横断の促進」、②分野ごとのつなぎ役を中心とした「分野ごとの取組の促進」、③保存や利活用に係る制度面での対応等の「アーカイブ利活用に向けた基盤整備」という総合的な取組の推進策を示した。

これを踏まえ、2015年度に設置された「デジタルアーカイブの連携に関する関係省

庁等連絡会」及び「実務者協議会」において、デジタルアーカイブ構築とその利活用促進に関する実務的課題とそれに対する今後の方向性に関する検討を継続し、本年4月に、報告書³⁷として今後の国の取組の方向性等を取りまとめるとともに、各アーカイブ機関が行うべきメタデータの取扱いや利用条件表示について、ガイドライン³⁸を策定した。

また、アーカイブ利活用に向けた著作権制度の見直しも進められており、例えば、サムネイルのインターネット送信に関しては、美術の著作物又は写真の著作物の原作品を適法に展示する者が、これらの著作物に係る情報を提供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物等のインターネット送信を行うことができることとする制度改正が検討されている。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、デジタルアーカイブが国内外において日常的に活用され、新たなコンテンツやイノベーションを生み出すための基盤となる社会を実現するため、今後、各アーカイブ機関を結ぶ「つなぎ役」と国等が一体となった取組を加速することが必要である。

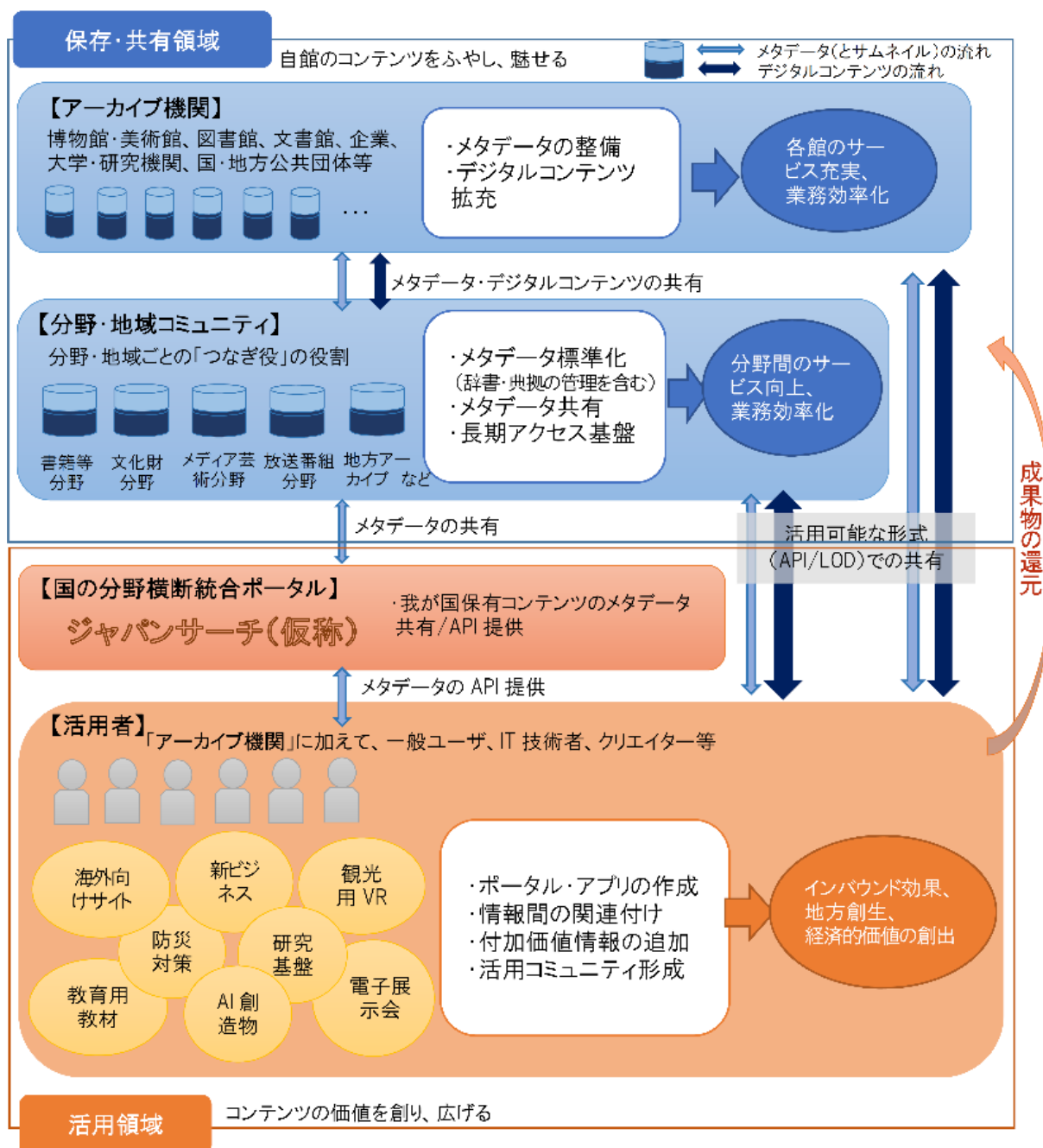
各アーカイブ機関は、今回策定したガイドラインに沿ったメタデータの整備、オープン化を進めるとともに、デジタルコンテンツの作成・拡充やシステムの整備を図ることが求められる。また、「つなぎ役」は、分野内のメタデータ項目を標準化するために分野ごとに標準メタデータ項目を作成していくこと、さらに、その分野において、長期に渡ってデジタルアーカイブ基盤を維持できるよう、アーカイブ機関の技術、法務上の課題等に対応できる人材の育成をサポートしていく役割が求められる。

その上で、国は各アーカイブ機関やつなぎ役の取組を十分支援していくほか、分野横断統合ポータル構築を推進する必要がある。統合ポータルは、分野横断の検索機能のほか、各アーカイブ機関やつなぎ役が整理したメタデータを集約・共有化し、活用者による様々な形での利活用に資するものであることが求められる。さらに、このような様々な取組に係る共通の課題意識を醸成し、連携協力を図っていくため、産学官の代表者が集まる「場」を整備することも重要であり、こうした取組を、国が率先して推進していくことが重要である。

³⁷ デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」（平成29年4月）

³⁸ デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」（平成29年4月）

【統合ポータルとその利活用のイメージ】



(2) 今後取り組むべき施策³⁹

以上の現状と課題を踏まえ、我が国における分野横断型統合ポータル構築に向けたアーカイブ間の連携と利活用を促進するため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

³⁹ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、アーカイブ施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っているため、便宜上本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

①アーカイブ間連携と利活用の促進

(産学官でのデジタルアーカイブのフォーラムの開催)

- ・2017年度中に、デジタルアーカイブの構築等の推進やアーカイブの利活用促進に向けた連携を図るため、産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催し、情報共有、意見交換を行う。また、デジタルアーカイブ推進に係る実務的課題に対応するため、国立国会図書館を含む分野を横断した関係者を集めた協議会を開催し、評価の仕組みの検討を始めとするデジタルアーカイブ構築に係る課題やアーカイブの利活用促進に係る課題、その他人材育成等の取組推進策の検討を行う。

(短期) (内閣府、国立国会図書館、文部科学省、総務省、経済産業省、関係府省)

(デジタルアーカイブ推進のための工程表の作成)

- ・我が国の様々なコンテンツをデジタルアーカイブ化していく取組を各分野で行っていくため、2017年度中に工程表を作成し、その工程表を関係者間において共有する。

(短期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)

(国の統合ポータル構築)

- ・我が国における分野横断型の統合ポータル構築のため、2017年度中に、国立国会図書館サーチと、各分野のつなぎ役が運用している主要アーカイブとの連携展開に向けてのメタデータレベルでのアーカイブ連携を調整・検討する。特に、国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインにおいては、外部連携インターフェース(API)連携の実現に向け取組を加速化する。他分野についてはアーカイブ連携のための課題抽出等を継続し、統合ポータルの構築に向けて、国立国会図書館とつなぎ役の先行事例となる特定の分野又は地方におけるポータルサイトの整備のための取組を進める。

(短期・中期) (国立国会図書館、文部科学省、総務省、経済産業省)

- ・国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」を構築するためのデータフォーマットなどの課題の解決に取り組み、2020年までにその構築を目指す。

(短期・中期) (国立国会図書館)

(国の各アーカイブ機関におけるガイドラインの順守)

- ・国の各アーカイブ機関においては、2020年までに「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」を順守する形でメタデータのオープン化とその利用条件の表示等を行う。(短期・中期) (国立国会図書館、文部科学省、関係府省)

(利活用の推進のための連携)

- ・デジタルアーカイブ間の連携の意義を周知するため、フォーラム等を通じ、集約・共有されたコンテンツ及びメタデータの利活用事例や連携の効果を示す事例の収集及び共有化を図るとともに、利活用推進のための具体的課題、対応策を検討し、必

要な措置を講ずる。(短期)(内閣府、国立国会図書館、関係府省)

(地方におけるアーカイブ連携の促進)

- ・自治体が保有する情報を蓄積する公共クラウドやふるさとデジタル図書館などの取組を通じ、地方ゆかりの文化情報などのコンテンツの収集や利活用を促進する。

(短期・中期)(総務省)

- ・地方におけるアーカイブの構築と連携促進のため、フォーラム等を通じ、地方における各機関の協力や連携の在り方を検討する。

(短期・中期)(内閣府、国立国会図書館、関係府省)

②分野ごとの取組の促進

(分野ごとのつなぎ役による取組と支援)

- ・書籍等分野については国立国会図書館、放送コンテンツについては放送番組センター(日本放送協会(NHK)と民放局両方のコンテンツを取り扱う。)及びNHK(NHKのコンテンツを取り扱う。)、映画、ゲーム、アニメーションなどのメディア芸術分野は文化庁及び経済産業省、文化財については文化庁において、それぞれがつなぎ役として、収集対象の選定やメタデータ形式の標準化などのアーカイブ構築の方針の策定等、分野内のアーカイブ機関における収蔵資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化を行う。

(短期・中期)(内閣府、国立国会図書館、文部科学省、総務省、経済産業省)

- ・2017年度中に、各アーカイブ機関、つなぎ役への支援策の検討及びそれを踏まえた予算化を検討する。(短期・中期)(内閣府、国立国会図書館、文部科学省、関係府省)

(分野横断の取組)

- ・「明治150年」を契機として、明治期に関する文書、写真などの資料についてデジタルアーカイブ化を推進する。(短期)(内閣官房、関係府省)

(書籍等分野)

- ・コンテンツの拡充に向けて、公共・大学図書館等の所蔵資料のデジタル化を促進するため、アーカイブ構築の手順等についての研修等を行う。

(短期)(国立国会図書館、文部科学省)

- ・統合ポータルとの連携強化のため、公共・大学図書館等に対し、デジタル化した資料へのメタデータ付与やAPIを付した形での公開を支援するための助言等を行うとともに、所蔵資料のデジタル化及びアーカイブ連携のための取組を促進するため、必要な情報の周知を図る。(短期)(国立国会図書館、文部科学省)

- ・国立国会図書館所蔵資料のデジタル化に引き続き取り組むとともに、デジタル化データの利活用に向けた取組を強化する。(短期)(国立国会図書館)

(文化財分野)

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化財情報を海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)(文部科学省)
- ・全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化とそのデータの利活用が促進されるよう、国におけるこれまでの取組を踏まえて、地方の博物館・美術館等に対して必要な情報の周知を図る。また、各館における紙媒体の収蔵品目録のデータベース化など、デジタルアーカイブ化と利活用促進のための具体策を検討し、その推進を図る。(短期)(文部科学省)
- ・文化財のデジタルアーカイブを活用して海外からのインバウンド獲得につなげるため、最新の技術を用いてデジタルアーカイブを表現し、インバウンド獲得に向けた取組について、検討を行う。(短期)(文部科学省、国土交通省)

(メディア芸術等分野)

- ・産・学・館(官)による連携促進事業の実施、メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。
(短期)(文部科学省)
- ・東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムのデジタルアーカイブ化と利活用の促進に向けた取組を強化する。(短期)(文部科学省)
- ・歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料が散逸・消失することのないよう、アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について調査研究を行う。(短期)(文部科学省)

(放送コンテンツ分野)

- ・放送コンテンツ分野のアーカイブの利活用を促進するため、放送コンテンツの学校における教育目的や遠隔地での放送コンテンツの利用に関する取組を引き続き実施する。(短期)(総務省)

③アーカイブ利活用に向けた基盤整備

(オープン化の促進)

- ・「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」の普及を進め、各アーカイブ機関やつなぎ役におけるデジタルコンテンツの拡充とその利用条件の表示、メタデータ及びコンテンツの流通促進を支援する取組を行う。
(短期・中期)(内閣府、国立国会図書館、関係府省)

(アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備)

- ・美術館等が展示する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、「推進計画 2016」を踏まえ、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講ずる。

(短期・中期) (文部科学省)

(利活用の促進のための周辺環境の整備)

- ・権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。あわせて、2017年度に既存の権利情報を統合し新たなデータベースを構築するための実証事業を実施するとともに、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築に係る検討を実施する。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)【再掲】
- ・デジタルコンテンツの利活用を促進するため、国際標準化機関 (ISO) における技術委員会 TC46 の国内委員会におけるデジタルコンテンツの二次利用を促進するための権利表示の国際標準化に対する取組等を推進する。(短期・中期) (経済産業省)

(アーカイブ関連人材の育成)

- ・これまでのアーカイブの構築を通じて得られたノウハウや成果を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人材や利活用をサポートする人材の育成を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性やアーカイブ人材の重要性の認識を広めるためのシンポジウム、研修開催などの取組を実施する。(短期・中期) (国立国会図書館、文部科学省、総務省)
- ・デジタルアーカイブに関連する大学における司書や学芸員の養成課程等において、文部科学省令改正 (平成 21 年文部科学省令第 21 号及び同第 22 号) により、2012 年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ、デジタルアーカイブに関する専門的知識を有する人材の育成がより充実するよう促す。

(短期・中期) (文部科学省)